



北杜市国土強靱化地域計画

～真に、強く、しなやかな北杜市の実現をめざし～

令和2年6月

(令和5年12月一部改定)

北杜市

はじめに

北杜市長 上村 英司



本市は、これまで昭和34年の台風による大水害をはじめ、平成23年3月11日の東日本大震災による長時間の停電、首都圏とのライフラインが寸断され陸の孤島と化した平成26年2月の大雪、平成29年から令和元年の3箇年続いて本市を襲い大きな爪痕を残した台風など、幾度となく災害に見舞われてきました。

こうした想定外の災害により、気象庁における「特別警報」の運用開始など、私たちの防災意識が大きく変わってきているところであります。

このような様々な災害から得られた多くの教訓を踏まえ、国では、平成25年に国土強靱化基本法を施行し、各都道府県や市町村にそれぞれの地域の状況に合った地域計画の策定を求めており、本市においても、市の地域特性を考慮した上で、災害が起きる前から事前に備えるとともに、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、地域の様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする地域づくりを目指すため、令和2年6月に「北杜市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

本計画では、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、これまでの市民生活を一変させる大きな脅威となったことから、災害時における避難所をはじめとした、感染力の強い感染症に対する備えを万全なものとするため、必要となる感染症への対策を迅速かつ的確に実施できる体制づくりも併せて進めていくこととしております。

市政運営の基本となる「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」では、「すべての市民が幸せを実感できる故郷北杜」に向け、経済のしっかりとした基盤をつくり、雇用、生きがい、働きがい、自己目標が実現可能な北杜市を創ることとしておりますが、本計画が目指す「真に、強く、しなやかな北杜市の実現」は、まさにその土台となるものであり、市民や企業の皆様の御理解と御協力による、強靱なまちづくりを進めてまいります。

最後に、令和2年6月の本計画策定の際には、短期間の中、集中的な検討作業に御尽力をいただいた、北杜市国土強靱化地域会議委員をはじめ関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

目次

策定の趣旨・背景	1
第1章 基本的な考え方	2
1 計画の位置付け	
2 基本目標	3
3 事前に備えるべき目標	
4 計画期間	
5 取組方針	4
(1)基本方針	
(2)適切な施策の組み合わせ	
(3)効率的な施策の推進	
(4)個々の特性に応じた施策の推進	
(5)国、県、市民、民間事業者等との連携・協働	
6 計画策定の進め方	5
第2章 本市の地域特性	6
1 自然的特性	
(1)位置及び面積	
(2)地勢	
(3)地質	
(4)気象	
2 社会的特性	7
(1)人口	
(2)産業	
(3)土地利用	
(4)交通	
3 過去の災害履歴	9
(1)過去の主な風水害、雪害	
(2)過去の主な地震災害	

第 3 章 自然災害の想定	11
1 東海地震	
(1)地震動・液状化	
(2)斜面崩壊	
(3)建物被害	
(4)火災	
(5)ライフライン被害	
(6)交通施設等被害	
(7)人的被害	
(8)生活支障	
2 南関東直下プレート境界地震及び活断層による地震	17
(1)想定地震の規模	
(2)前提条件	
(3)地震動	
(4)被害想定結果	
第 4 章 リスクシナリオ	20
第 5 章 施策分野	22
第 6 章 脆弱性評価	
第 7 章 脆弱性評価の結果、推進方針	23
第 8 章 計画の推進・見直しと重点化	
脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧	24
別紙 1 脆弱性評価結果～リスクシナリオ(プログラム)ごと	27
別紙 2-1 脆弱性評価結果～施策分野ごと	47
別紙 2-2 脆弱性評価結果～横断的分野ごと	57
別紙 3 推進方針～リスクシナリオ(プログラム)ごと	63
別紙 4-1 推進方針～施策分野ごと	83
別紙 4-2 推進方針～横断的分野ごと	93
別紙 5 指標(KPI)	99
第 9 章 北杜市国土強靱化地域計画アクションプラン	103
＜付属資料＞ 策定の経緯	123
北杜市国土強靱化地域会議	124

策定の趣旨・背景

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本市では、発足後、「第 1 次北杜市総合計画」（平成 19 年度～平成 28 年度）に「安全・安心で明るい杜づくり」を施策大綱の一つに掲げ災害に強く安心して暮らせる生活環境の確保に取り組み、新市が一体となった防災体制の基礎づくりを行いました。そして、これらの成果を引き継いだ「第 2 次北杜市総合計画・前期基本計画」（平成 29 年度～令和 2 年度）においても、安全・安心で住みよいまちづくりに関する取組が、市民や企業の参画のもと、地域防災計画などに基づき積極的に展開されました。

「第 3 次北杜市総合計画・前期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」では、「安心をずっと、サステナブルなまち」を 10 年後の地域のありたい姿の一つに掲げ、災害発生時に即時かつ的確に対応できる自助・共助・公助の体制が構築され、市民が危機感をもって万一来臨することが出来るよう官民一緒になって、減災力の強いまちづくりへの取組を推進しています。

国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする地域づくりであり、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を掲げる本市においては、「すべての市民が幸せを実感できる故郷北杜」の実現のため、「真に、強く、しなやかな北杜市の実現をめざし」、「北杜市国土強靱化地域計画」を策定します。

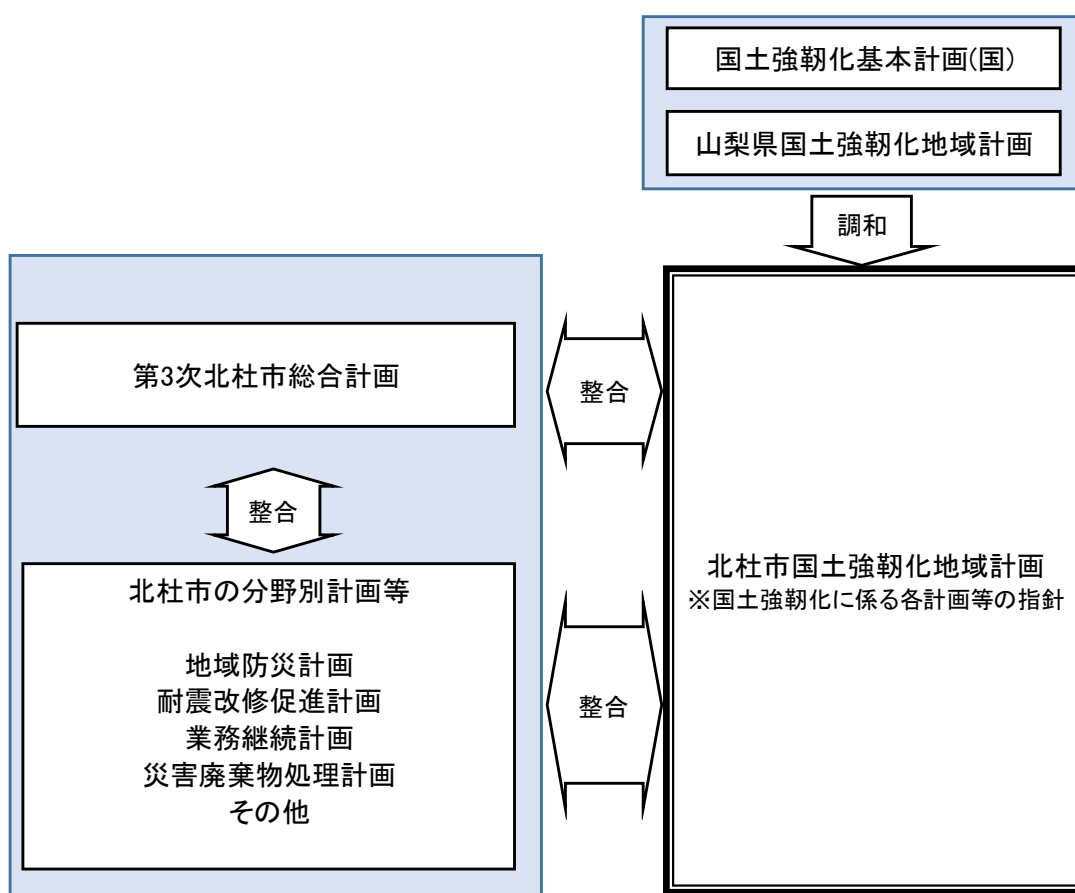
第1章 基本的な考え方

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

このため、北杜市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国や県の計画と調和を図り、以下のとおり計画の位置付けを行った上で、基本目標や事前に備えるべき目標などを設定します。

1 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。



2 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興を図ること

3 事前に備えるべき目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度まで(5 年間)

5 取組方針

(1)基本方針

- ・強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- ・長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ・地域活性化等にもつながり、持続的成長の促進に寄与する取り組みであること

(2)適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

(3)効率的な施策の推進

- ・社会ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- ・国や県の施策、民間資金の積極的な活用を図ること

(4)個々の特性に応じた施策の推進

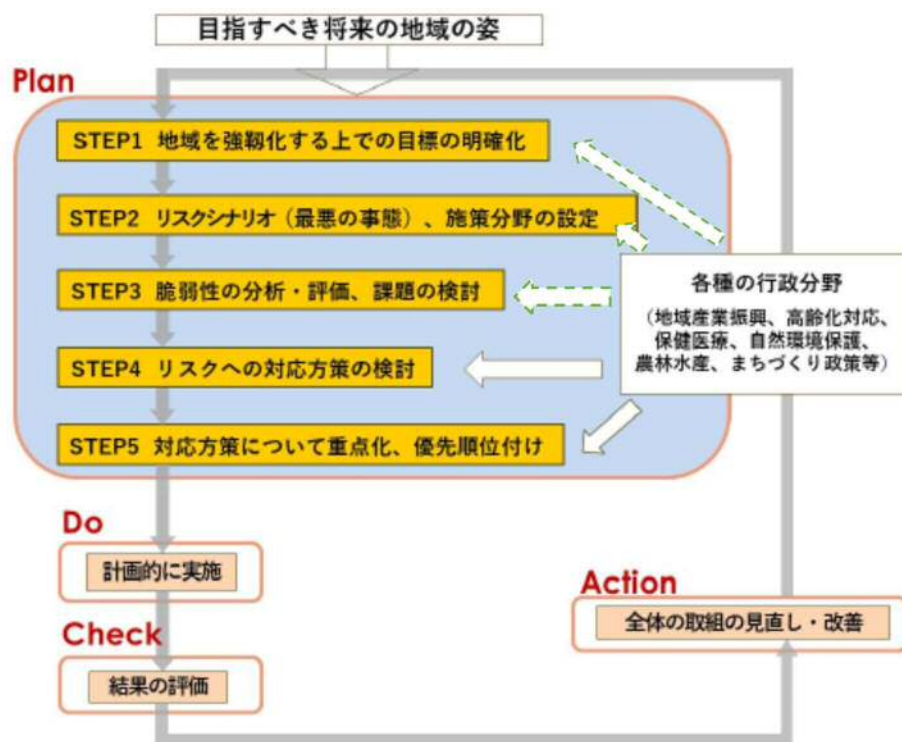
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

(5)国、県、市民、民間事業者等との連携・協働

- ・地域強靱化を効果的に進めるため、国、県との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めること
- ・災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること
- ・計画の内容が広く市民、民間事業者等に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

6 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定手順については、国（内閣府）が発行した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」をベースにします。



第2章 本市の地域特性

1 自然的特性

(1)位置及び面積

本市は、平成16年11月1日、明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村の4町3村が合併し「北杜市」を新設し、さらに平成18年3月15日、小淵沢町を編入した。甲府盆地の北西部に位置し、北は長野県南牧村、川上村、東は甲府市、甲斐市、南は韮崎市、南アルプス市、西は長野県富士見町、原村に接しています。市の面積は、県下で最も広大な602.89平方キロメートルを有しています。

位 置 (市役所所在地)			総 面 積	最 標 高	市 域
東 経	138度51分	28秒	602.89km ²	2,966m (甲斐駒ヶ岳)	東西約 39km 南北約28.5km
北 緯	35度46分	23秒			

(2)地勢

市の北部に八ヶ岳連峰、北東部に秩父山地、東部に茅ヶ岳、南西部に甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、北西部に権現岳と、市域の周囲は山々に囲まれており、市の総面積の約76.4パーセントが林野で占められています。

(3)地質

市の東部須玉地区は、金峰山、瑞牆山、小川山一帯は黒雲母花崗岩が分布し、塩川地域から信州峠へ至る一帯は小仏層に属し、粘板岩・泥板岩・砂岩・硬砂岩等から形成されています。

西部白州地区は、甲斐駒山系が黒雲母花崗岩からなり、東西10キロメートル、南北50キロメートルにわたっています。この火成岩の北側は断層崖で、釜無川に面し、東側から東南にかけて、御坂層と断層で接している。西側では、秩父古生層に著しい接触資質を与え、種々の変成岩を生じています。

北部大泉地区を形成している溶岩は、いわゆる輝石安山岩類で、南斜面の標高千数百メートル以上に多く分布し、それ以下の広大な山麓斜面は溶岩の碎物や噴火による洪積層からなり、表土は火山質植土で黒褐色を呈しています。南部は茅ヶ岳火山碎層礫石・石英・安山岩により形成されています。

権現岳や編笠山及び観音平を含む山岳地の岩相は溶岩が主で、岩石は輝石安山岩から成っています。山麓においては、砂礫層が町の総面積の約70パーセントを占め、砂、ローム層等の薄層を伴っています。

(4)気象

本市の気象は、太平洋気候の内陸性のため、夏冬の寒暖の差が大きいです。また、県内では平均気温の低い地域に属し、盆地中心部よりおよそ3℃低いです。

夏は比較的乾燥し、涼風がそよぐ高原地特有のしのぎやすい気候です。また冬季は、降水量が特に少なく、八ヶ岳からの乾燥した北西風が強いものの、晴天が多い特長を示しています。

年間降水量は 1,100 ミリメートル程度で、盆地中心部と同様雨量は少ないです。

2 社会的特性

(1)人口

平成 27 年国勢調査による本市の人口は 45,111 人であり、平成 22 年国勢調査による人口の 46,968 人に比べ約4パーセント減少しています。

一方、世帯数は平成に入って急激に増え始め 18,408 世帯となり、1世帯あたり人口は 2.45 人となり、核家族化、少子化現象の進行が見られます。

また、平成 27 年国勢調査による高齢者人口は 16,457 人であり、高齢者人口割合も年々高くなり 36.5 パーセントと、県割合の 28.4 パーセントを大きく上回っています。

＜人口の推移＞

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口		46,035	46,200	47,318	47,888	48,144	46,968	45,111
増加	数	715	1,165	1,118	570	256	▲1,176	▲1,857
	率	101.6	102.6	102.4	101.2	100.5	97.6	96
世帯		13,609	14,501	15,583	16,664	17,797	18,281	18,408
増加	数	712	892	1,382	1,081	1,133	484	127
	率	105.5	106.6	107.5	106.9	106.8	102.7	100.7
1世帯あたり		3.38	3.19	3.04	2.87	2.71	2.57	2.45
高齢者人口		8,380	9,623	11,206	12,477	13,503	14,639	16,457
増加	数	982	1,243	1,583	1,271	1,026	1,136	1,818
	率	113.3	114.8	116.5	111.3	108.2	108.4	112.4
人口に占める割合		18.2	20.8	23.7	26.1	28	31.2	36.5
県割合		12.9	14.8	17.1	19.5	21.9	24.6	28.4
全国割合		10.3	12	14.5	17.3	20.1	23	26.6

(国勢調査:各年10月1日)

(2)産業

本市の産業別就業構造は、昭和 35 年には産業の中心として第1次産業が高い割合を示していましたが、昭和 50 年代を転機に第2次産業へ移行し、昭和 55 年以降は第3次産業へと大きく移行してきています。現在就業人口に占める第3次産業の割合は、50 パーセントを超えています。

(3)土地利用

本市の土地利用状況は、次のとおりです。

＜土地利用区分＞

区 分	総 面 積	林 野	農 地	宅 地	そ の 他
面 積 (ha)	60,248	45,922	5,160	2,421	6,745
構 成 比 (%)	100	76.2	8.6	4	11.2

(4)交通

本市のほぼ中央を南北にJR中央本線が通っており、小淵沢駅を起点に東へ小海線が通っています。

また、JR中央本線と平行して中央自動車道が走っており、市内の須玉インターチェンジ、長坂インターチェンジ及び小淵沢インターチェンジは、JR中央本線各駅（日野春駅、長坂駅、小淵沢駅）とともに、首都圏を始め中京・京阪神の各大都市圏と直結する交通の要となっています。

一般国道は、20 号が葦崎方面から長野県富士見町方面へ、141 号が葦崎方面から長野県南牧村方面へJR中央本線及び中央自動車道を挟む形で走っています。

3 過去の災害履歴

(1)過去の主な風水害、雪害

災害発生日	地区	被害状況
明治29. 9. 8	須玉	大雨により江草村において流失戸数7戸、負傷者30名
明治31. 9. 5	須玉	激雨、猛風に襲われ、須玉川が氾濫。堤防決壊、橋梁流失、家屋倒壊
明治31. 9. 6	大泉	宮川沿岸地域の被害による家屋の崩壊流失90戸、死者55人、負傷者50人の被害
明治34. 8. 1	武川	人的被害4人、家屋被害24戸、耕地被害40ha
明治39. 7. 15	須玉	降雨が激しく大出水に至り、増富村、江草村、津金村において山崩れにより家屋倒壊、大洪水により家屋流出
大正3. 8. 2	武川	人的被害1人、家屋被害6戸、耕地被害50ha
昭和15. 1. 28	須玉	民家から出火し、人家27戸、55棟を焼き山林に飛び火。県下山林火災では最大
昭和18. 9. 5	長坂	流失家屋1戸 死者1人
昭和33. 5. 13		50年ぶりの異常寒波による凍霜害、ハケ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
昭和34. 8. 14		風水害共に稀にみる大規模な台風7号により被害甚大。前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
昭和34. 9. 26		台風15号(伊勢湾台風)来襲し、道路や橋梁流失・決壊、山崩れ、堤防決壊、家屋の全壊、半壊多数
昭和36. 6. 25	須玉	梅雨前線が活発化し豪雨に襲われる。流失家屋3戸、床上浸水4戸、床下浸水34戸
昭和36. 6. 28	長坂	床下浸水50戸 道路損壊5箇所 橋梁流失6箇所
昭和36. 9. 16	長坂	家屋半壊6戸 一部破損14戸 道路損壊1箇所 堤防決壊2箇所
昭和38. 1. 21	長坂	家屋全壊2戸 半壊5戸 一部破損5戸
昭和40. 9. 17	須玉	台風24号に伴う集中豪雨により各河川氾濫、堤防護岸決壊。床上浸水家屋23戸、床下浸水家屋86戸
昭和40. 9. 18	長坂	台風24号により、床下浸水13戸、道路破壊6箇所、橋梁流失1箇所
昭和41. 6. 27	須玉	台風4号により道路決壊、橋梁流失、護岸・堤防決壊
昭和41. 6. 28	長坂	台風4号により床下浸水102戸、道路破壊1か所
昭和57. 8. 1		台風10号及び熱帯低気圧により道路の寸断、橋梁の破損を始め県下全域に被害発生、死者7人。全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57. 8. 12	大泉	台風10号により耕地に被害
昭和57. 9. 11	須玉	台風18号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57. 9. 12	大泉	台風18号により道路、河川、耕地等の被害
昭和58. 8. 15		台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人
昭和58. 8. 16	須玉	台風5号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。市民1人が土砂に巻き込まれ死亡
平成3. 9. 18 ～19		秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害
平成5. 6～9		長雨・低温・寡照により、ハケ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稻に甚大な冷害、被害額約20億円
平成10. 1. 8 ～16		8日、12日、15日と続けての降雪により、県下に被害。 最深積雪：甲府49cm 河口湖89cm。
平成14. 7. 10	須玉	台風6号により「のろしの里ふれあい公園」の流失、下八巻地区町道の崩落、小森川林道崩落など被害額1億8,031万円にのぼる。
平成15. 8. 8 ～9		台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域に被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部損壊3棟等被害総額約10億46百万円
平成26. 2. 8 ～9		大雪により倒木、農業用施設等に被害。甲府45cm、河口湖66cm
平成26. 2. 14 ～15		2週続けての大雪。1人が死亡、住宅、物置、農業用ハウス等の倒壊等甚大な被害により、災害救助法の適用を受ける。須玉町、小淵沢町、白州町、武川町で避難所開設、最大344人が避難。降雪：甲府112cm、河口湖112cm。最深積雪：甲府114cm 河口湖143cm。
平成29. 10. 22 ～23		台風21号の影響により、道路等に被害。被害総額約1億円
平成30. 6. 28 ～7. 8		平成30年7月豪雨。7.4～6の大雨により市道等に被害
平成30. 9. 4 ～5		台風21号により道路、耕地に被害。被害総額約4億4千万円
平成30. 9. 30 ～10. 1		台風24号により、道路、橋、耕地等554箇所、被害総額約10億8千万円
令和1. 10. 12 ～13		台風19号により、道路、橋、耕地等162箇所、被害総額約5億2千万円

(2)過去の主な地震災害

災害発生日	被害状況
1703(元禄16)11. 23	江戸・関東諸国で震度大、甲府では城・町で潰134軒、半潰166軒、堤破損3,160間、郡内で死者83人、潰家211軒、半潰115軒、山崩れ合計10万坪【元禄地震M8.2】
1707(宝永4)10. 4	未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった。【宝永地震M8.6】
1707(宝永4)10. 5	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397軒、同寺254軒、死者24人)となった。
1707(宝永4)11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(嘉永7)11. 4	五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鰍沢では住家9割潰れ、死者150人【安政東海地震M8.4】
1891(明治24)12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震(M6.5)、北都留郡で地割れ数箇所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898(明治31)4. 3	山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902(明治35)5. 25	山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現甲州市)に小亀裂等
1915(大正4)6. 20	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4～5箇所
1918(大正7)6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町(現富士川町)でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8箇所
1923(大正12)9. 1	【関東大地震(M7.9甲府震度6)】県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3箇所
1924(大正13)1. 15	【丹沢地震(M7.3甲府震度6)】県東部で負傷者30人、全壊家屋10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60箇所
1944(昭和19)12. 7	【東南海地震(M7.9)】甲府市付近で負傷者2人、全壊家屋26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29箇所等(山梨日日新聞)
1976(昭和51)6. 16	山梨県東部を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等
1983(昭和58)8. 8	山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147箇所、農林業用施設55箇所、道路21箇所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成8)3. 6	山梨県東部を震央とする地震(M5.8)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2011(平成23)3. 11	【東日本大震災(M9.0北杜市震度5弱)】、市内で停電。輪番停電の実施など

第3章 自然災害の想定

本計画における自然災害の想定については、国の国土強靱化基本計画や県強靱化計画とともに、過去の風水害や地震災害を基礎にします。

特に、地震災害については、①東海地震、②南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）、③活断層による地震に関し、県が行った被害想定調査結果を次のとおり基礎にします。

①東海地震

平成17年「山梨県東海地震被害想定調査報告書」

②南関東直下プレート境界地震及び③活断層による地震

平成8年「山梨県地震被害想定調査報告書」

1 東海地震～平成17年「山梨県東海地震被害想定調査報告書」から抜粋

(1)地震動・液状化

地震動については、震度5強を中心に5弱の地域が分布するとしています。

液状化危険度については、釜無川流域等一部で若干の危険性があるとしています。

(2)斜面崩壊

①斜面崩壊危険度

本市の急傾斜地崩壊危険箇所のうち16箇所が「Aランク（危険性が高い）」、52箇所が「Bランク（危険性がある）」と想定され、また、本市に存在する1箇所の地すべり危険箇所は、「Bランク（危険性がある）」と想定されています。

②斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊7棟、半壊17棟としています。

③全箇所に対策工が施された場合の対策効果

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、対策前の約1割強に被害を低減できる可能性があるとしています。北杜市にとって、対策工が施された場合は全壊、半壊ともに0棟であるとしています。

(3)建物被害

①建物の状況

本市における建物棟数は、26,306 棟であり、甲府市、笛吹市に次ぎ、県下で3番目に建物が多い状況です。

建築年代別、構造別の建物棟数は次のとおりである。市内建物の約4分の1の建物が1950年以前の木造住宅であり、その数は、県下第1位です。なお、年代不明のものは、1950年以前に含めてあります。

	木 造	R C 造	S 造	軽量S造	そ の 他	計
1950年以前	6,937	123	217	372	81	7,327
1951～70年	2,139				150	2,692
1971～81年	3,521	145	291	493	126	4,576
1982年以降	9,708	486	655	787	75	11,711
計	22,305	754	1,163	1,652	432	26,306

②揺れ・液状化による被害棟数

	建物区分	棟 数(棟)						被 災 率(%)					
		木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
揺れによる被害棟数	全壊	14	0	1	3	0	18	0.1	0	0.1	0.2	0	0.1
	半壊	1,193	1	11	5	18	1,228	5.3	0.1	0.9	0.3	4.2	4.7
	大破	1	0	1	2	0	4	0	0	0.1	0.1	0	0
	中破	17	0	3	5	0	25	0.1	0	0.3	0.3	0	0.1
液状化による被害棟数	全壊(＝大破)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊(＝中破)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

(4)火災

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木 造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	0	0	0	0	0
冬 18 時	1	1	0	1	5
予知あり	0	0	0	0	0

(5)ライフライン被害

①上水道施設

物的被害	配水管延長(km)		被害箇所数(箇所)				被害率(%)			
	594.9		10.1				0.02			
機能支障 (断水)	需要家 (戸)	断水率(%)				断水需要家数(戸)				
		直後	1日後	2日後	1週間	直後	1日後	2日後	1週間	
	14,938	2.9	2.7	2.5	0.5	434	403	373	73	

②LPガス

機能支障	LPガス需要家数(戸)	要点検需要家数(戸)	LPガス機能支障率(%)
	14,572	691	4.7

③電力施設

物的被害	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線 延長(km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 延長(km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
	12.8	0.1未満	0.02	19,494	8	0.04	603.9	0.1	0.02
機能支障	需要家契約口数(口)			停電率(%)			停電需要家契約口数(口)		
	24,240			5.8			1,400		

④電話通信(一般電話)

物的被害	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル 延長(km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長(km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
	103.9	0.1未満	0.02	19,731	7.9	0.04	425	0.1	0.02
機能支障	加入件数(件)			通話機能支障率(%)			通話機能支障件数(件)		
	19,682			0.5			95		

⑤下水道

下水道管きょ延長 (分流汚水)(km)	下水道処理区域 人口(人)	土砂たい積延長 (km)	下水道機能支障 人口(人)	被害率(%)
370.6	23,546	0	0	0

(6)交通施設等被害

道路施設	急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を、ランクAAからランクCまでの4段階に分けて想定した。 本市ではほとんどの道路がランクCであるが、ランクBの箇所も散見され、韮崎増富線の一部(2箇所)でランクAが見られる。
鉄道施設	地震時における鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。ランク分類は、道路施設と同様である。 本市域を走るJR中央本線は、すべてランクCであり、市域内ではほとんど被害はないと想定される。しかし、甲府駅周辺で震度6強による影響により、また上野原市で斜面崩壊により、運行不能箇所の発生が想定されることから、本市域での運行状況にも影響が出るものと考えられる。
河川	山梨県の主要河川(平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象)について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本市域内では、塩川の一部で斜面崩壊の影響を受けて河川閉塞が発生するなどの可能性がある。これは、増水時と重なった場合には土石流に発展する可能性もある。 また、釜無川、大武川の一部で液状化による影響箇所が想定される。液状化が起これば、河川堤防等に被害が発生する可能性がある。また、増水時と重なった場合に浸水被害等に発展する可能性もある。

(7)人的被害

建物被害、火災、斜面崩壊による死傷			5 時			12 時			18 時		
			死者数	重症者数	軽症者数	死者数	重傷者数	軽症者数	死者数	重症者数	軽症者数
	建物被害	予知なしケース	1	12	108	1	9	81	1	9	77
建物被害、火災、斜面崩壊による死傷	建物被害	予知ありケース	1	5	42	1	3	31	1	3	30
		予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	火災	予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		予知なしケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	斜面崩壊	予知ありケース	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		予知なしケース	2	13	110	2	10	83	3	11	80
	合計	予知ありケース	2	6	43	2	4	32	2	4	31
		予知なしケース									
要救助者			5 時			12 時			18 時		
			木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
	予知なしケース		10	1	11	4	4	8	4	3	7
	予知ありケース		3	1	4	2	1	3	2	1	3

(8)生活支障

①滞留旅客、帰宅困難者

単位:人

滞留旅客、 帰宅困難者			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	昼間 (10時～ 18時)	八ヶ岳 高原周辺	2,984	2,519	2,482	3,358	5,420	4,777	7,230	18,949	9,058	8,544	5,487	3,401
		金 峰・瑞 牆周辺	53	56	85	149	325	274	367	516	306	369	378	165
		甲斐駒ヶ 岳・鳳凰 三山周辺	315	877	749	2,304	1,279	1,036	1,572	2,977	1,346	1,557	1,177	614
		茅ヶ岳周 辺	391	462	583	1,232	1,447	1,405	1,405	3,425	1,206	1,158	1,332	479
	夜間 (18 時～ 翌10時)	八ヶ岳 高原周辺	1,182	1,282	1,319	1,474	2,512	1,693	3,697	7,811	2,773	2,430	1,711	1,153
		金 峰・瑞 牆周辺	58	48	62	121	195	129	217	389	202	168	153	100
		甲斐駒ヶ 岳・鳳凰 三山周辺	47	57	60	168	362	118	631	1,092	302	312	113	77
		茅ヶ岳周 辺	48	34	43	80	92	80	96	353	112	84	93	43

②医療機能支障

単位:人

医療機能支障		対応可能 入院重 傷患者数	要転院 患者数	重傷者数 +病院死 者数 (5時)	対応可能 外来患者 数	軽傷者数 (5時)	医療需給 過不足数		患者受入倍率	
							入院患 者対応	外来対 応	入院患 者対応	外来対 応
	北杜市	33	1	15	379	110	17	269	0.48	0.29

③住機能支障

短期的住 機能支障 想定結果 (単位:人 (世帯))		避難所生活者数(人)				避難所外避難者数(人)				住居制約者数(合計:人)			
		大破・焼 失	中破	ライフ ライン被害	計	大破・焼 失	中破	ライフ ライン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン被害	計
発災1日 後	発災1日 後	17	23	267	307	9	12	144	165	26	35	411	472
	発災1週 間後	(6)	(8)	(92)	(106)	(3)	(4)	(50)	(57)	(9)	(12)	(142)	(163)
	発災1ヶ 月後	17	23	130	170	9	12	70	91	26	35	200	261
	発災1ヶ 月後	(6)	(8)	(45)	(59)	(3)	(4)	(24)	(31)	(9)	(12)	(69)	(90)
中長期的 住機能支 障	中期的住機能支障	17	23	0	40	9	12	0	21	26	35	0	61
	緊急仮設住宅	(6)	(8)	0	(14)	(3)	(4)	0	(7)	(9)	(12)	0	(21)
	公営住宅入居	17世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯
	食料備蓄量※	食料備蓄量※				飲料水過不足量							
食料備蓄 量・飲料 水需要量	住居制約者数×7日分	当日				2日目				3日目			
	10,000食	131トン				131トン				131トン			

※食料備蓄量:住居制約者数(472人)×3食/日×7日分で、約10,000食を想定

④清掃・衛生支障

仮設トイレ 需要量	仮設トイレ需要量(基)		仮設トイレ備蓄数 (基)	仮設トイレ過不足数(基)	
	1日後	1週間後		1日後	1週間後
	3	2	0	-3	-2
住宅・建 築物系の 瓦礫	合計		木造被害による	非木造被害による	焼失による
	6,800トン		2,500トン	4,200トン	100トン
	(7,700m ³)		(4,800m ³)	(2,700m ³)	(200m ³)

2 南関東直下プレート境界地震及び活断層による地震

※平成 8 年「山梨県地震被害想定調査報告書」から抜粋

(1)想定地震の規模

想定地震	マグニチュード
南関東直下プレート境界地震(M7)	7
南関東直下プレート境界地震(M9)	7
南関東直下プレート境界地震(M14)	7
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7
曾根丘陵断層地震	6.1
糸魚川―静岡構造線地震	7

(2)前提条件

- ①山梨県を 500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。
- ②火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。
- ③南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震(M7)、山梨県、神奈川県の間境を震源とした地震(M9)、神奈川県西部を震源とした地震(M14)の3つのモデルがあるが、M7、M14 モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。
- ④本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

(3)地震動

「釜無川断層地震」及び「糸魚川―静岡構造線地震」は、全域で震度5強から6弱、釜無川沿い等で震度6強が想定されている。その他の地震は、おおむね震度4以下だが釜無川沿い等で震度5弱から5強が想定されています。

(4)被害想定結果

南関東直下プレート境界地震及び活断層による地震の本市の被害は以下の通りと想定される。

			南関東直下プレート境界地震 (M9)	釜無川断層地震	藤ノ木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川―静岡構造線地震
液化化危険度			—	—	—	—	—
がけ等の危険度	急傾斜地危険箇所危険度		36/53 箇所で危険性が高い	51/53 箇所で危険性が高い	41/53 箇所で危険性が高い	18/53 箇所で危険性が高い	51/53 箇所で危険性が高い
	地すべり危険箇所危険度		危険性が低い	危険性が低い	危険性が低い	危険性が低い	危険性が低い
建築物	建物棟数		24,644				
	液状化による被害		—	—	—	—	—
	揺れによる被害	全壊(棟)	14	7,436	129	8	4,954
		全壊率(%)	0.70	30.2	0.50	0.40	20.10
		半壊(棟)	145	5,752	862	81	5,581
		半壊率(%)	6.90	23.3	3.50	3.90	22.60
		被災者(人)	159	13,188	991	89	10,535
		被災率(%)	7.60	53.5	4.00	4.30	42.70
地震火災	出火件数	全出火件数	—	35	3	—	26
		炎上出火件数	—	19	1	—	14
		木造炎上出火件数	—	19	1	—	14
		消火件数	—	19	1	—	14
		木造残火災件数	—	0	0	—	0
		焼失棟数	—	38	2	—	28
		地中配電線の設備亘長(m)		11,180			
の物的被害 被害亘長(m)(被害条数)		0.00(0)	7.52(7)	2.26(6)	0.00(0)	4.72(7)	
量・被害率 被害率(%)		0.000	0.067	0.020	0.000	0.042	
電柱の物的被害量・被害率		21,384					
被害率(%)		0.00	45.05	13.49	0.00	28.33	
被害率(%)		0.00	0.21	0.06	0.00	0.13	
架空配電線の設備亘長(km)		859					
の物的被害 被害亘長(km)(被害条数)		0.00(0)	0.85(26)	0.26(10)	0.00(0)	0.55(17)	
量・被害率 被害率(%)		0.000	0.099	0.030	0.000	0.064	
停電契約口数・停電契約口率		31,426					
停電契約口率		0	11,847	4,504	0	8,321	
停電契約口率		0.00	37.70	14.33	0.00	26.48	
上水道・簡易水道の物的被害量・被害率	導水管	設備延長(km)	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
		被害箇所数(箇所)	4.9	88.1	9	2.7	74.8
		被害率(箇所/km)	0.3	5.44	0.56	0.17	4.62
	送水管	設備延長(km)	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6
		被害箇所数(箇所)	31.1	409.9	63.2	19	263.7
		被害率(箇所/km)	0.32	4.16	0.64	0.19	2.67
	配水管	設備延長(km)	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9
		被害箇所数(箇所)	358.8	5,317.10	705.1	205.5	3,732.30
		被害率(箇所/km)	0.63	9.3	1.23	0.36	6.53
	導水管+送水管+配水管	設備延長(km)	686.7	686.7	686.7	686.7	686.7
		被害箇所数(箇所)	394.9	5,815.20	777.2	227.3	4,071.10
		被害率(箇所/km)	0.58	8.47	1.13	0.33	5.93
上水道・簡易水道の断水世帯数・断水世帯率		15,799					
断水世帯数		3,445	15,799	4,708	2,940	13,316	
断水世帯率		21.81	100	29.8	18.61	84.28	
	一般家庭	721					

			南関東直下プ レート境界地震 (M9)	釜無川断層地 震	藤ノ木愛川断 層地震	曾根丘陵断層 地震	糸魚川―静岡 構造線地震
LPガスの 物的被害 (＝機能支 障)予測結 果	ボンベ転倒 戸数	業務用	0				
		合計	721				
	ガス漏れ戸 数	一般家庭	513				
		業務用	0				
		合計	513				
人的被害	死者数	建物倒壊	1	346	6	0	231
		火災	0	0	0	0	0
		崖崩れ	1	1	1	0	1
		計	2	347	7	0	232
	重傷者	建物倒壊	4	160	21	3	131
		火災	0	0	0	0	0
		崖崩れ	1	1	1	0	1
		計	5	161	22	3	132
	軽傷者	建物倒壊	47	1,843	233	30	1,523
		火災	0	0	0	0	0
		崖崩れ	7	9	8	4	9
		計	54	1,852	241	34	1,532
社会機能被 害	住居制約	住居制約世帯数	57	6,546	364	32	4,926
		住居制約者数	196	19,966	1,175	110	15,061
	(参考)	ライフライン支障世帯 数	1,012	2,712	1,346	864	2,683
	医療制約※: ライフライン 被害による機 能低下なしの 場合	入院対応能力	75	-86	58	77	-53
		外来対応能力	307	-1,518	120	327	-1,183
	医療制約※: ライフライン 被害による機 能低下 30% の場合	入院対応能力	71	-108	52	73	-71
		外来対応能力	282	-1,619	85	306	-1,263

※医療制約の－(マイナス)は、医療機関の不足を表す

第 4 章 リスクシナリオ

国の国土強靱化基本計画の 45 の起きてはならない最悪の事態や県のリスクシナリオを参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、自然災害の想定及び本市の地域特性を踏まえて、以下のとおりリスクシナリオを設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(プログラム)		
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	No.1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	No.2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	No.3	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	No.4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	No.5	山間地、別荘地等における孤立地域、孤立状態に陥った高齢者の同時多発
		2-3	No.6	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	No.7	観光シーズン、大規模イベント時等における想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	No.8	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	No.9	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	No.10	富士山噴火の影響による県東部エリアからの避難者受入が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	No.11	市職員・市有施設等の被災、交通インフラの損壊等による市行政機能、警察機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	No.12	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、救助・支援が遅れる事態

5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	No.13	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	No.14	食料等の安定供給の停滞、異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	No.15	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止、上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	No.16	中央線等基幹的交通から地域交通網まで、各交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	No.17	大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時における中央道須玉 IC～長坂 IC 区間チェーン規制に伴う市内交通網の麻痺
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	No.18	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2	No.19	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	No.20	風水害、雪害、地震災害に伴う農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	No.21	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	No.22	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国の基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として8分野、横断的分野として5分野を設定します。

<個別施策分野>

- ①行政機能／警察・消防／防災教育等
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④産業（産業構造・金融・エネルギー）
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦農林水産
- ⑧国土保全（国土保全・環境・土地利用）

<横断的分野>

- i リスクコミュニケーション
- ii 人材育成
- iii 官民連携
- iv 老朽化対策
- v 研究開発

第6章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の方法

本市の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本市が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、現行の取組のどこに問題があり、どのような取組が必要かとの観点から、評価を行います。

(1)脆弱性評価、推進方針の検討の流れ

- ① 想定するリスクの特定(本市の地域特性、自然災害の想定)
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定
- ④ 脆弱性評価

リスクシナリオを回避するために行っている現行の取組を分析・評価

- ⑤ 推進方針の検討

脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる推進方針を検討

第7章 脆弱性評価結果、推進方針

1 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに、それを回避するための現行の取組を抽出し、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施し、更に施策分野ごとに整理しました。

脆弱性評価結果に係る項目は、「脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧」のとおりです。なお、詳細は、リスクシナリオごとについては「別紙 1」、施策分野ごとについては「別紙 2-1」及び「別紙 2-2」のとおりです。

2 推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、今後取り組むべき推進方針に係る項目は、「脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧」のとおりです。なお、詳細は、リスクシナリオごとについては「別紙 3」、施策分野ごとについては「別紙 4-1」及び「別紙 4-2」のとおりです。

第8章 計画の推進・見直しと重点化

1 アクションプラン策定とPDCA サイクルによる改善

計画の進捗管理を的確に行うため、各推進方針に対応するアクションプランを策定し、PDCA サイクルを繰り返し行い、他の計画等も併せて、改善を重ねていきます。

また、アクションプランについては、「見える化」を図るため、できる限り具体的な指標を設定します。なお、詳細は、別紙 5「指標(KPI)」のとおりです。

2 リスクシナリオ(プログラム)の重点化

リスクシナリオ(プログラム)のうち、優先度が高く、重点化しながら進める必要がある項目は、「脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧」のとおりです。

3 推進方針(アクションプラン)の重点化

推進方針(アクションプラン)のうち、優先度が高く、重点化しながら進める必要がある項目は、「脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧」のとおりです。

脆弱性評価結果・推進方針・施策分野一覧

A欄 リスクシナリオ(プログラム) ◎＝重点化																		B欄 推進方針(アクションプラン) ☆＝重点化				C欄 施策分野																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
別紙1＝脆弱性評価結果 別紙3＝推進方針																						別紙2＝脆弱性評価結果 別紙4＝推進方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	項目	所管課	個別施策分野	横断的分野 I リスクコミュニケーション II 人材育成 III 市民連携 IV 老朽化対策 V 研究開発																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1					i		iii	iii	ii	iv	iv	iv	iv	iv	iv																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																		71	被災地給水所の確保	上下水道施設課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

別紙1 脆弱性評価結果～リスクシナリオ(プログラム)ごと

No.1	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
	ア4	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていく必要があります。
	ア6	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時から情報交換等により、引き続き体制の充実を図る必要があります。
	ア10	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾や地域減災リーダーの育成、特定地域総合防災訓練を行う必要があります。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進する必要があります。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させるための整備支援の普及を図る必要があります。
	ア11	公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進める必要があります。
	ア14	市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進める必要があります。
	ア22	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促す必要があります。
	ア23	防災拠点の整備	生涯学習課	災害時における避難場所や救援活動拠点の確保、火災の延焼防止等の防災対策を強化するため、避難者や避難車両の収容能力や交通のアクセスの優位性等を踏まえ、長坂総合スポーツ公園を防災拠点の一つとして位置付け、施設の老朽化に伴う再整備とともに、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着地としての機能向上や無停電化対策などを行う必要があります。
	ア26	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	大規模盛土造成地について、災害時においても所有者による適切な対応を促すため、市内の大規模盛土造成地の情報収集を行い、盛土マップの作成・公表などの情報提供を通じ、意識啓発を行う必要があります。
	ア27	民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図る必要があります。

732	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行う必要があります。
734	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図る必要があります。
755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組む必要があります。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図る必要があります。
761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進める必要があります。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

No.2	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていく必要があります。
	76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図る必要があります。
	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化する必要があります。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用する必要があります。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊が恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図る必要があります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化する必要があります。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進める必要があります。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進する必要があります。
	752	ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行う必要があります。 また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行う必要があります。
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行う必要があります。また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行う必要があります。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要があります。また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組む必要があります。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等

No.3	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていく必要があります。
	76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図る必要があります。
	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化する必要があります。 また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用する必要があります。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊が恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図る必要があります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化する必要があります。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進める必要があります。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進する必要があります。
	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する総合的な土砂災害対策との連携を図る必要があります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施する必要があります。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強

No.4	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	ア1	被災地給水所の確保	上下水道施設課	本市が保有する給水車は現在2台ですが、災害時には、速やかに給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、災害支援協定（給水車支援等）の活用や、飲料水運搬車・給水用備品等を整備するほか、新たに給水訓練を実施するなど体制の強化を図る必要があります。
	ア12	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品の整備を行う必要があります。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行う必要があります。
	ア25	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行う必要があります。
	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア39	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行う必要があります。
	ア49	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多摩トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	ア51	支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高める必要があります。

No.5	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-2	山間地、別荘地等における孤立地域、孤立状態に陥った高齢者の同時多発	
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進める必要があります。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

No.6	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	ア17	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会における検討を進める必要があります。
	ア18	消防力の強化	消防防災課	本市では、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ積載車等117台を保有していますが、災害時においてより効果的な消防活動ができるよう、消防ポンプ自動車管理整備計画に基づき、消防車両やポンプの整備を行う必要があります。 また、耐震性貯水槽や消火栓など消防水利の整備を行うとともに、消防団員安全装備品整備事業計画に基づく耐切創性手袋などの整備を行い、総合的な消防力の強化を図る必要があります。 市内の消防署・分署については、建物の老朽化が進んでいることから、峡北広域行政事務組合消防本部において、再編の検討を進め、総合的な消防力の強化を図る必要があります。
	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア49	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

No.7	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-4	観光シーズン、大規模イベント時等における想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
	77	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていく必要があります。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていく必要があります。
No.8	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	728	医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進める必要があります。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行う必要があります。
	730	社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行う必要があります。
	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行う必要があります。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
リスクシナリオ	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていく必要があります。
76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図る必要があります。
77	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていく必要があります。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていく必要があります。
79	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災による登庁不能職員発生抑制を目的とした地域減災リーダー研修等を行うとともに、新たにICT部門に係る業務継続計画(ICT-BCP)を策定する必要があります。 併せて、「北杜市新型コロナウイルス等対策事業継続計画」に基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行う必要があります。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等を、必要に応じて整備する必要があります。
712	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品の整備を行う必要があります。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行う必要があります。
716	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図る必要があります。 また、八ヶ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行う必要があります。

No.9	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化する必要があります。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用する必要があります。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊が恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図る必要があります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化する必要があります。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進める必要があります。
	720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進する必要があります。 また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施する必要があります。
	728	医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進める必要があります。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行う必要があります。
	729	感染症対策	消防防災課、健康増進課	本市では、消毒薬150L、防護服約800セット、マスク約84,000枚を備蓄していますが、災害時における防疫体制を充実するため、衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止を目的に、マスクや消毒液、簡易トイレ等の資機材等の備蓄について、その内容や品目数を再検討し、備蓄を行う必要があります。 また、避難所における感染症対策として「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを進めるとともに、「北杜市新型インフルエンザ等行動計画」が、実効性のある計画となるよう、随時、計画を見直し、関係機関等との連携体制や庁内の体制の整備の強化に努める必要があります。 このほか、予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上を図るため、広報紙への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などを通じ、接種の呼びかけを行うとともに、平時からの手洗いや咳エチケットの励行など、感染症発生予防に関する啓発活動も併せて行う必要があります。

	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア32	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行う必要があります。
	ア33	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行う必要があります。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進める必要があります。
	ア34	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図る必要があります。
	ア42	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行う必要があります。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図る必要があります。
No.10	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-7	富士山噴火の影響による県東部エリアからの避難者受入が困難となる事態	
	ア16	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図る必要があります。 また、ハケ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行う必要があります。

No.11	事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能確保する	
	リスクシナリオ	3-1	市職員・市有施設等の被災、交通インフラの損壊等による市行政機能、警察機能の大幅な低下	
	79	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災による登庁不能職員発生の抑制を目的とした地域減災リーダー研修等を行うとともに、新たにICT部門に係る業務継続計画(ICT-BCP)を策定する必要があります。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行う必要があります。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等を、必要に応じて整備する必要があります。
	713	市役所本庁舎の災害対応力の強化	管財課	災害時における対策本部等の拠点施設となる市役所本庁舎について、被災による機能の低下を回避するため、施設・設備の点検・整備や燃料の満量化など各種の安全対策を講じる必要があります。
	731	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	733	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行う必要があります。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進める必要があります。
	743	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図る必要があります。

No.12	事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	リスクシナリオ	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、救助・支援が遅れる事態	
	ア2	ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行う必要があります。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫する必要があります。
	ア35	避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図る必要があります。
	ア37	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要とする情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図る必要があります。
	ア42	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行う必要があります。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図る必要があります。
	ア44	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFM への割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図る必要があります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行う必要があります。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、関係団体等と検討をする必要があります。
	ア45	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行う必要があります。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進する必要があります。

No.13	事前に備えるべき目標	5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
	リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	
	740	企業の事業継続支援	商工・食農課	災害時において、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動への影響を軽減し、サプライチェーンの維持や早期復旧を図るため、防災、減災対策への啓発セミナーや周知等を行い、中小企業の自主防災体制の強化を図るとともに、「事業継続力強化計画」等の策定を促進する必要があります。
	741	企業の事業再建支援	商工・食農課	災害時において事業用資産の損壊等を受けた中小企業の再建を促進するため、県・商工会の関係機関と連携し、災害融資・補助制度の周知や相談窓口開設等を円滑に実施できる支援体制を強化する必要があります。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

No.14	事前に備えるべき目標	5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
	リスクシナリオ	5-2	食料等の安定供給の停滞、異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	78	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図る必要があります。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行う必要があります。
	755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組む必要があります。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図る必要があります。

No.15	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止、上水道等の長期間にわたる供給停止、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
	73	災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課	災害時のトイレ不足解消のため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの協定を締結し、全国のトイレトレーラー所有自治体との連携、支援を行う必要があります。
	721	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める必要があります。
	724	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	災害時において、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道事業計画の認可区域外等について、合併処理浄化槽への切り替え促進を目的に、経費の一部に対する助成や啓発活動を行う必要があります。 また、平成13年度より前に設置されたみなし浄化槽の老朽化が進んでおり、災害時にトイレを使用できなくなる恐れがあることから、被災地における感染症等の拡大防止のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要があります。
	725	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行う必要があります。
	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行う必要があります。

No.16	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-2	中央線等基幹的交通から地域交通網まで、各交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整える必要があります。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備する必要があります。
	750	道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化する必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組む必要があります。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図る必要があります。

No.17	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-3	大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時における中央道須玉IC～長坂IC区間チェーン規制に伴う市内交通網の麻痺	
	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整える必要があります。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備する必要があります。
	748	中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	大雪の発生に伴う中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制の影響により、市内道路等に多数の車両があふれた場合においても、その状況をできるだけ緩和するため、迂回路としても活用できるよう、周辺の道路整備を国、県等関係機関と協力して推進していく必要があります。
	750	道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化する必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
No.18	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	75	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図る必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	722	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促す必要があります。

No.19	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
	752	ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行う必要があります。 また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行う必要があります。
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行う必要があります。
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行う必要があります。また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行う必要があります。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要があります。また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組む必要があります。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行う必要があります。
No.20	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-3	風水害、雪害、地震災害に伴う農地・森林等の被害による国土の荒廃	
	753	森林の保全・治山対策	林政課	山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきましたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、維持管理を実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る必要があります。 また、下流側地域などの要望があった場合には、県へ要望を行うとともに、法面崩落などの危険箇所については、小規模治山事業を活用した対策も進める必要があります。
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行う必要があります。

No.21	事前に備えるべき目標	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
	リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	ア60	災害廃棄物処理体制の充実強化	環境課	災害時において、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場候補地を選定しておりますが、水害発生時や道路障害などの影響を受けずに効率的に処分が可能な用地の選定を行い、復旧復興の促進を図ります。 また、令和13年度よりごみ処理を行う新たなごみ処理施設建設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)について、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害に強い施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議しながら、廃棄物処理施設の整備及び処理体制の充実強化を図る必要があります。
No.22	事前に備えるべき目標	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
	リスクシナリオ	8-2	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	ア15	自主防災組織の育成	消防防災課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指す必要があります。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア20	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進する必要があります。 また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施する必要があります。
	ア36	認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図る必要があります。

別紙2-1 脆弱性評価結果～施策分野ごと

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	脆弱性評価結果
①行政機能／警察・消防／防災教育等		71 被災地給水所の確保	上下水道施設課	本市が保有する給水車は現在2台ですが、災害時には、速やかに給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、災害支援協定(給水車支援等)の活用や、飲料水運搬車・給水用備品等を整備するほか、新たに給水訓練を実施するなど体制の強化を図る必要があります。
	i	72 ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行う必要があります。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫する必要があります。
		73 災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課	災害時のトイレ不足解消のため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの協定を締結し、全国のトイレトレーラー所有自治体との連携、支援を行う必要があります。
		74 遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていく必要があります。
	iii	75 道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図る必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
		76 火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図る必要があります。
	iii	77 帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていく必要があります。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていく必要があります。
	iii	78 大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図る必要があります。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発		項目	所管課	脆弱性評価結果
		ア9	業務継続体制 の強化	消防防災 課、管財 課、健康増 進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業 務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参 集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、 非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災に よる登庁不能職員発生の抑制を目的とした地域減災リーダー研修 等を行うとともに、新たにICT 部門に係る業務継続計画(ICT-BCP) を策定する必要があります。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基 づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行う必要があります。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等 を、必要に応じて整備する必要があります。
	ii	ア10	減災力の強い まちづくり	消防防災 課、教育総 務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高め るため、NPO法人と協定を締結し、出前塾や地域減災リーダーの 育成、特定地域総合防災訓練を行う必要があります。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進する必 要があります。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させ るための整備支援の普及を図る必要があります。
	iv	ア11	公共施設等 に関する総合 的マネジメント の推進	政策推進 課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎え ることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更 新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計 画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進め る必要があります。
		ア12	公的備蓄の充 実	消防防災 課、介護支 援課、健康 増進課、生 涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者 用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品 の整備を行う必要があります。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行う必 要があります。
		ア13	市役所本庁舎 の災害対応力 の強化	管財課	災害時における対策本部等の拠点施設となる市役所本庁舎につ いて、被災による機能の低下を回避するため、施設・設備の点検・ 整備や燃料の満量化など各種の安全対策を講じる必要がありま す。
	iv	ア14	市営住宅の活 用・長寿命化 の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅 総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うと ともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進め る必要があります。
	ii	ア15	自主防災組織 の育成	消防防災 課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成さ れていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災 資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進 し、機能する自主防災組織を目指す必要があります。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を 構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務につい て、見直しを行う必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目		所管課	脆弱性評価結果
	iii	716	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図る必要があります。 また、八ヶ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行う必要があります。
	ii	717	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会における検討を進める必要があります。
		718	消防力の強化	消防防災課	本市では、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ積載車等117台を保有していますが、災害時においてより効果的な消防活動ができるよう、消防ポンプ自動車管理整備計画に基づき、消防車両やポンプの整備を行う必要があります。 また、耐震性貯水槽や消火栓など消防水利の整備を行うとともに、消防団員安全装備品整備事業計画に基づく耐切創性手袋などの整備を行い、総合的な消防力の強化を図る必要があります。 市内の消防署・分署については、建物の老朽化が進んでいることから、峡北広域行政事務組合消防本部において、再編の検討を進め、総合的な消防力の強化を図る必要があります。
	i	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化する必要があります。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用する必要があります。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊が恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図る必要があります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化する必要があります。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進める必要があります。
	i	720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進する必要があります。 また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施する必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発		項目	所管課	脆弱性評価結果
②住宅・都市	iv	A21	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める必要があります。
		A22	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促す必要があります。
		A23	防災拠点の整備	生涯学習課	災害時における避難場所や救援活動拠点の確保、火災の延焼防止等の防災対策を強化するため、避難者や避難車両の収容能力や交通のアクセスの優位性等を踏まえ、長坂総合スポーツ公園を防災拠点の一つとして位置付け、施設の老朽化に伴う再整備とともに、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着地としての機能向上や無停電化対策などを行う必要があります。
		A24	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	災害時において、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道事業計画の認可区域外等について、合併処理浄化槽への切り替え促進を目的に、経費の一部に対する助成や啓発活動を行う必要があります。 また、平成13年度より前に設置されたみなし浄化槽の老朽化が進んでおり、災害時にトイレを使用できなくなる恐れがあることから、被災地における感染症等の拡大防止のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要があります。
	iv	A25	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行う必要があります。
		A26	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	大規模盛土造成地について、災害時においても所有者による適切な対応を促すため、市内の大規模盛土造成地の情報収集を行い、盛土マップの作成・公表などの情報提供を通じ、意識啓発を行う必要があります。
	iv	A27	民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図る必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	脆弱性評価結果
③ 保健医療・福祉		728 医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進める必要があります。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行う必要があります。
		729 感染症対策	消防防災課、健康増進課	本市では、消毒薬150L、防護服約800セット、マスク約84,000枚を備蓄していますが、災害時における防疫体制を充実するため、衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止を目的に、マスクや消毒液、簡易トイレ等の資機材等の備蓄について、その内容や品目数を再検討し、備蓄を行う必要があります。 また、避難所における感染症対策として「北州市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを進めるとともに、「北州市新型インフルエンザ等行動計画」が、実効性のある計画となるよう、随時、計画を見直し、関係機関等との連携体制や庁内の体制の整備の強化に努める必要があります。 このほか、予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上を図るため、広報紙への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などを通じ、接種の呼びかけを行うとともに、平時からの手洗いや咳エチケットの励行など、感染症発生予防に関する啓発活動も併せて行う必要があります。
	iv	730 社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行う必要があります。
	i	731 災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
		732 避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図る必要があります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行う必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	脆弱性評価結果
		733 避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行う必要があります。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進める必要があります。
		734 福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図る必要があります。
	i	735 避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図る必要があります。
	i	736 認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図る必要があります。
	i	737 要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要とする情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図る必要があります。
	i	738 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進する必要があります。
ギ④産業（産業構造・金融・エネルギー）	v	739 地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行う必要があります。
		740 企業の事業継続支援	商工・食農課	災害時において、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動への影響を軽減し、サプライチェーンの維持や早期復旧を図るため、防災、減災対策への啓発セミナーや周知等を行い、中小企業の自主防災体制の強化を図るとともに、「事業継続力強化計画」等の策定を促進する必要があります。
		741 企業の事業再建支援	商工・食農課	災害時において事業用資産の損壊等を受けた中小企業の再建を促進するため、県・商工会の関係機関と連携し、災害融資・補助制度の周知や相談窓口開設等を円滑に実施できる支援体制を強化する必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	脆弱性評価結果
⑤ 情報通信	i	742 観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行う必要があります。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図る必要があります。
	i	743 住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図る必要があります。
	i	744 情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFM への割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図る必要があります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行う必要があります。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、関係団体等と検討をする必要があります。
	i	745 防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行う必要があります。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進する必要があります。
⑥ 交通・物流	iii	746 中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整える必要があります。
	i	747 中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備する必要があります。
		748 中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	大雪の発生に伴う中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制の影響により、市内道路等に多数の車両があふれた場合においても、その状況をできるだけ緩和するため、迂回路としても活用できるよう、周辺の道路整備を国、県等関係機関と協力して推進していく必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	脆弱性評価結果
	iv	749 道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
		750 道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化する必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	iii	751 支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高める必要があります。
⑦ 農林水産	iv	752 ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行う必要があります。 また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行う必要があります。
		753 森林の保全・治山対策	林政課	山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきましたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、維持管理を実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る必要があります。 また、下流側地域などの要望があった場合には、県へ要望を行うとともに、法面崩落などの危険箇所については、小規模治山事業を活用した対策も進める必要があります。
	iv	754 農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行う必要があります。
		755 農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組む必要があります。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図る必要があります。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発		項目	所管課	脆弱性評価結果
⑧ 国土保全（国土保全・環境・土地利用）	iv	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行う必要があります。また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行う必要があります。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	iv	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）になり、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要があります。また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組む必要があります。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	iv	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行う必要があります。
	iv	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する総合的な土砂災害対策との連携を図る必要があります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施する必要があります。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕） ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強
		760	災害廃棄物処理体制の充実強化	環境課	災害時において、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場候補地を選定しておりますが、水害発生時や道路障害などの影響を受けずに効率的に処分が可能な用地の選定を行い、復旧復興の促進を図ります。 また、令和13年度よりごみ処理を行う新たなごみ処理施設建設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）について、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害に強い施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議しながら、廃棄物処理施設の整備及び処理体制の充実強化を図る必要があります。
	iv	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進める必要があります。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

別紙2-2 脆弱性評価結果～横断的分野ごと

横断的分野	項目	所管課	脆弱性評価結果
リスクコミュニケーション	ア2 ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行う必要があります。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫する必要があります。
	ア19 適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化する必要があります。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用する必要があります。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊が恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図る必要があります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化する必要があります。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進める必要があります。
	ア20 特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進する必要があります。 また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施する必要があります。
	ア31 災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備する必要があります。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア35 避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図る必要があります。
	ア36 認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図る必要があります。

横断的分野	項目		所管課	脆弱性評価結果
	ア37	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要とする情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図る必要があります。
	ア38	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進する必要があります。
	ア42	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行う必要があります。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図る必要があります。
	ア43	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図る必要があります。
	ア44	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFMへの割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図る必要があります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行う必要があります。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、関係団体等と検討をする必要があります。
	ア45	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行う必要があります。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進する必要があります。
	ア47	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備する必要があります。

横断的分野	項目		所管課	脆弱性評価結果
ii 人材育成	ア10	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾や地域減災リーダーの育成、特定地域総合防災訓練を行う必要があります。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進する必要があります。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させるための整備支援の普及を図る必要があります。
	ア15	自主防災組織の育成	消防防災課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指す必要があります。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行う必要があります。
	ア17	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会における検討を進める必要があります。

横断的分野	項目		所管課	脆弱性評価結果
iii 官民連携	ア5	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図る必要があります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	ア7	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていく必要があります。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていく必要があります。
	ア8	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図る必要があります。
	ア16	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図る必要があります。 また、ハケ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行う必要があります。
	ア46	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整える必要があります。
	ア51	支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高める必要があります。

横断的分野	項目	所管課	脆弱性評価結果
iv 老朽化対策	ア11 公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進める必要があります。
	ア14 市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進める必要があります。
	ア21 下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める必要があります。
	ア25 上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行う必要があります。
	ア27 民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図る必要があります。
	ア30 社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行う必要があります。
	ア49 道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	ア52 ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行う必要があります。 また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行う必要があります。
	ア54 農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行う必要があります。

横断的分野	項目		所管課	脆弱性評価結果
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行う必要があります。また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行う必要があります。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要があります。また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組む必要があります。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行う必要があります。
	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する総合的な土砂災害対策との連携を図る必要があります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施する必要があります。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強
	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進める必要があります。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕
v 研究開発	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行う必要があります。

別紙3 推進方針～リスクシナリオ(プログラム)ごと

No.1	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。
	76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。
	710	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾、地域減災リーダーの育成、特定地区総合防災訓練を行います。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進します。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させるための整備支援の普及を図ります。
	711	公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進めます。
	714	市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進めます。
	722	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促します。
	723	防災拠点の整備	生涯学習課	災害時における避難場所や救援活動拠点の確保、火災の延焼防止等の防災対策を強化するため、避難者や避難車両の収容能力や交通のアクセスの優位性等を踏まえ、長坂総合スポーツ公園を防災拠点の一つとして位置付け、施設の老朽化に伴う再整備とともに、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着地としての機能向上や無停電化対策などを行います。
	726	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	大規模盛土造成地について、災害時においても所有者による適切な対応を促すため、市内の大規模盛土造成地の情報収集を行い、盛土マップの作成・公表などの情報提供を通じ、意識啓発を行います。
	727	民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図ります。

732	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図ります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行います。
734	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図ります。
755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組みます。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図ります。
761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めます。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

No.2	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。
	76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。
	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進します。
	752	ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行います。また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行います。
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行います。 また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行います。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進します。 また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組めます。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等

No.3	事前に備えるべき目標	1	人命の保護が最大限図られる	
	リスクシナリオ	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。
	76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。
	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進します。
	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する土砂災害対策との連携を図ります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施します。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強

No.4	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	ア1	被災地給水所の確保	上下水道施設課	本市が保有する給水車は現在2台ですが、災害時には、速やかに給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、災害支援協定(給水車支援等)の活用や、飲料水運搬車・給水用備品等を整備するほか、新たに給水訓練を実施するなど体制の強化を図ります。
	ア12	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品の整備を行います。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行います。
	ア25	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行います。
	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	ア39	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。
	ア49	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	ア51	支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高めます。

No.5	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-2	山間地、別荘地等における孤立地域、孤立状態に陥った高齢者の同時多発	
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 - トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めます。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

No.6	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	ア17	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会で検討を進めます。
	ア18	消防力の強化	消防防災課	本市では、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ積載車等117台を保有していますが、災害時においてより効果的な消防活動ができるよう、消防ポンプ自動車管理整備計画に基づき、消防車両やポンプの整備を行います。 また、耐震性貯水槽や消火栓など消防水利の整備を行うとともに、消防団員安全装備品整備事業計画に基づく耐切創性手袋などの整備を行い、総合的な消防力の強化を図ります。 市内の消防署・分署については、建物の老朽化が進んでいることから、峡北広域行政事務組合消防本部において、再編の検討を進め、総合的な消防力の強化を図ります。
	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	ア49	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

No.7	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-4	観光シーズン、大規模イベント時等における想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
	77	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていきます。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていきます。
No.8	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	728	医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進めます。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図ります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行います。
	730	社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行います。
	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
	リスクシナリオ	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。
76	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。
77	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていきます。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていきます。
79	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災による登庁不能職員発生抑制を目的とした地域減災リーダー研修等を行うとともに、新たにICT部門に係る業務継続計画(ICT-BCP)を策定します。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行います。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等を、必要に応じて整備します。
712	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品の整備を行います。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行います。
716	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図ります。また、ハケ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行います。

No.9	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。
	720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進します。また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施します。
	728	医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進めます。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図ります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行います。
	729	感染症対策	消防防災課、健康増進課	本市では、消毒薬150L、防護服約800セット、マスク約84,000枚を備蓄していますが、災害時における防疫体制を充実するため、衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止を目的に、マスクや消毒液、簡易トイレ等の資機材等の備蓄について、その内容や品目数を再検討し、備蓄を行います。 また、避難所における感染症対策として「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを進めるとともに、「北杜市新型インフルエンザ等行動計画」が、実効性のある計画となるよう、随時、計画を見直し、関係機関等との連携体制や庁内の体制の整備の強化に努めます。 このほか、予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上を図るため、広報紙への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などを通じ、接種の呼びかけを行うとともに、平時からの手洗いや咳エチケットの励行など、感染症発生予防に関する啓発活動も併せて行います。
	731	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。

	ア32	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図ります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行います。
	ア33	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ニューボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行います。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進めます。
	ア34	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ニューボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図ります。
No.10	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	リスクシナリオ	2-7	富士山噴火の影響による県東部エリアからの避難者受入が困難となる事態	
	ア16	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図ります。また、八ヶ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行います。

No.11	事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能を確保する	
	リスクシナリオ	3-1	市職員・市有施設等の被災、交通インフラの損壊等による市行政機能、警察機能の大幅な低下	
	ア9	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災による登庁不能職員発生の抑制を目的とした地域減災リーダー研修等を行うとともに、新たにICT部門に係る業務継続計画(ICT-BCP)を策定します。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行います。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等を、必要に応じて整備します。
	ア13	市役所本庁舎の災害対応力の強化	管財課	災害時における対策本部等の拠点施設となる市役所本庁舎について、被災による機能の低下を回避するため、施設・設備の点検・整備や燃料の満量化など各種の安全対策を講じます。
	ア31	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	ア33	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行います。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進めます。
	ア43	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図ります。

No.12	事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	リスクシナリオ	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、救助・支援が遅れる事態	
	ア2	ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行います。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫します。
	ア35	避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図ります。
	ア37	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要な情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図ります。
	ア42	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行います。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図ります。
	ア44	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFMへの割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図ります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行います。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、社会福祉協議会等と検討を行います。
	ア45	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行います。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進します。

No.13	事前に備えるべき目標	5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
	リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	
	ア40	企業の事業継続支援	商工・食農課	災害時において、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動への影響を軽減し、サプライチェーンの維持や早期復旧を図るため、防災、減災対策への啓発セミナーや周知等を行い、中小企業の自主防災体制の強化を図るとともに、「事業継続力強化計画」等の策定を促進します。
	ア41	企業の事業再建支援	商工・食農課	災害時において事業用資産の損壊等を受けた中小企業の再建を促進するため、県・商工会の関係機関と連携し、災害融資・補助制度の周知や相談窓口開設等を円滑に実施できる支援体制を強化します。
	ア49	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)

No.14	事前に備えるべき目標	5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
	リスクシナリオ	5-2	食料等の安定供給の停滞、異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	78	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図ります。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕:清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築:浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良:雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装:茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。
	755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組みます。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図ります。

No.15	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止、上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	ア3	災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課	災害時のトイレ不足解消のため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの協定を締結し、全国のトイレトレーラー所有自治体との連携、支援を行います。
	ア21	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進めます。
	ア24	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	災害時において、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道事業計画の認可区域外等について、合併処理浄化槽への切り替え促進を目的に、経費の一部に対する助成や啓発活動を行います。 また、平成13年度より前に設置されたみなし浄化槽の老朽化が進んでおり、災害時にトイレを使用できなくなる恐れがあることから、被災地における感染症等の拡大防止のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進します。
	ア25	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行います。
	ア39	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。

No.16	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-2	中央線等基幹的交通から地域交通網まで、各交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整えます。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備します。
	750	道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化します。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組みます。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図ります。
No.17	事前に備えるべき目標	6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
	リスクシナリオ	6-3	大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時における中央道須玉IC～長坂IC区間チェーン規制に伴う市内交通網の麻痺	
	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整えます。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備します。
	748	中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	大雪の発生に伴う中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制の影響により、市内道路等に多数の車両があふれた場合においても、その状況をできるだけ緩和するため、迂回路としても活用できるように、周辺の道路整備を国、県等関係機関と協力して推進していきます。
	750	道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化します。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)

No.18	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	75	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図ります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	722	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促します。
No.19	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
	752	ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行います。また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行います。
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行います。 また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行います。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進します。 また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組みます。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行います。

No.20	事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない	
	リスクシナリオ	7-3	風水害、雪害、地震災害に伴う農地・森林等の被害による国土の荒廃	
	753	森林の保全・治山対策	林政課	山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきましたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、維持管理を実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図ります。 また、下流側地域などの要望があった場合には、県へ要望を行うとともに、法面崩落などの危険箇所については、小規模治山事業を活用した対策も進めます。
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。
No.21	事前に備えるべき目標	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
	リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	760	災害廃棄物処理体制の充実強化	環境課	災害時において、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場候補地を選定しておりますが、水害発生時や道路障害などの影響を受けずに効率的に処分が可能な用地の選定を行い、復旧復興の促進を図ります。 また、令和13年度よりごみ処理を行う新たなごみ処理施設建設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)について、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害に強い施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議しながら、廃棄物処理施設の整備及び処理体制の充実強化を図ります。
No.22	事前に備えるべき目標	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
	リスクシナリオ	8-2	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	715	自主防災組織の育成	消防防災課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指します。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進します。また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施します。
	736	認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図ります。

別紙4-1 推進方針～施策分野ごと

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目	所管課	推進方策
① 行政機能／警察・消防／防災教育等		ア1	被災地給水所の確保	上下水道施設課 本市が保有する給水車は現在2台ですが、災害時には、速やかに給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、災害支援協定(給水車支援等)の活用や、飲料水運搬車・給水用備品等を整備するほか、新たに給水訓練を実施するなど体制の強化を図ります。
	i	ア2	ハザードマップの活用	消防防災課 市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行います。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫します。
		ア3	災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課 災害時のトイレ不足解消のため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの協定を締結し、全国のトイレトレーラー所有自治体との連携、支援を行います。
		ア4	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課 災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。
	iii	ア5	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課 災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図ります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
		ア6	火葬体制の確立	福祉課 災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時からの情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。
	iii	ア7	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課 災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていきます。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていきます。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発		項目	所管課	推進方策
	iii	78	大規模災害発 生時における 物資調達等の 協定締結の推 進	消防防災 課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保さ れるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、 体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合 や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結 先の拡大を図ります。
		79	業務継続体制 の強化	消防防災 課、管財 課、健康増 進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市 業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の 参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していき ますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、 被災による登庁不能職員発生抑制を目的とした地域減災リー ダー研修等を行うとともに、新たにICT 部門に係る業務継続計画 (ICT-BCP)を策定します。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に 基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行います。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル 等を、必要に応じて整備します。
	ii	710	減災力の強い まちづくり	消防防災 課、教育総 務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高 めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾、地域減災リーダ ーの育成、特定地区総合防災訓練を行います。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進しま す。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能さ せるための整備支援の普及を図ります。
	iv	711	公共施設等 に関する総合 的マネジメント の推進	政策推進 課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎 えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設 の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合 管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画 的に進めます。
		712	公的備蓄の充 実	消防防災 課、介護支 援課、健康 増進課、生 涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難 者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備 蓄品の整備を行います。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行いま す。
		713	市役所本庁舎 の災害対応力 の強化	管財課	災害時における対策本部等の拠点施設となる市役所本庁舎に ついて、被災による機能の低下を回避するため、施設・設備の点 検・整備や燃料の満量化など各種の安全対策を講じます。
	iv	714	市営住宅の活 用・長寿命化 の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅 総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行 うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等 を進めます。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発	項目		所管課	推進方策
	ii	ア15	自主防災組織 の育成	消防防災 課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指します。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	iii	ア16	周辺市町村、 民間団体との 支援協定	消防防災 課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図ります。また、八ヶ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行います。
	ii	ア17	消防団員の確 保・育成	消防防災 課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会で検討を進めます。
		ア18	消防力の強化	消防防災 課	本市では、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ積載車等117台を保有していますが、災害時においてより効果的な消防活動ができるよう、消防ポンプ自動車管理整備計画に基づき、消防車両やポンプの整備を行います。 また、耐震性貯水槽や消火栓など消防水利の整備を行うとともに、消防団員安全装備品整備事業計画に基づく耐切創性手袋などの整備を行い、総合的な消防力の強化を図ります。 市内の消防署・分署については、建物の老朽化が進んでいることから、峡北広域行政事務組合消防本部において、再編の検討を進め、総合的な消防力の強化を図ります。
	i	ア19	適切な避難行 動に関する周 知強化	消防防災 課、健康増 進課、農地 整備課、林 政課、道路 河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。

個別 施策 分野	横断的 分野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発	項目		所管課	推進方策
	i	ア20	特定地区総合 防災訓練	消防防災 課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進します。また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施します。
② 住宅・都市	iv	ア21	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進めます。
		ア22	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促します。
		ア23	防災拠点の整備	生涯学習課	災害時における避難場所や救援活動拠点の確保、火災の延焼防止等の防災対策を強化するため、避難者や避難車両の収容能力や交通のアクセスの優位性等を踏まえ、長坂総合スポーツ公園を防災拠点の一つとして位置付け、施設の老朽化に伴う再整備とともに、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着地としての機能向上や無停電化対策などを行います。
		ア24	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	災害時において、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道事業計画の認可区域外等について、合併処理浄化槽への切り替え促進を目的に、経費の一部に対する助成や啓発活動を行います。 また、平成13年度より前に設置されたみなし浄化槽の老朽化が進んでおり、災害時にトイレを使用できなくなる恐れがあることから、被災地における感染症等の拡大防止のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進します。
	iv	ア25	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行います。
		ア26	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	大規模盛土造成地について、災害時においても所有者による適切な対応を促すため、市内の大規模盛土造成地の情報収集を行い、盛土マップの作成・公表などの情報提供を通じ、意識啓発を行います。
	iv	ア27	民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図ります。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発		項目	所管課	推進方策
③ 保 健 医 療 ・ 福 祉		728	医療救護体制 の充実	健康増進 課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進めます。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図ります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行います。
		729	感染症対策	消防防災 課、健康増 進課	本市では、消毒薬150L、防護服約800セット、マスク約84,000枚を備蓄していますが、災害時における防疫体制を充実するため、衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止を目的に、マスクや消毒液、簡易トイレ等の資機材等の備蓄について、その内容や品目数を再検討し、備蓄を行います。 また、避難所における感染症対策として「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを進めるとともに、「北杜市新型インフルエンザ等行動計画」が、実効性のある計画となるよう、随時、計画を見直し、関係機関等との連携体制や庁内の体制の整備の強化に努めます。 このほか、予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上を図るため、広報紙への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などを通じ、接種の呼びかけを行うとともに、平時からの手洗いや咳エチケットの励行など、感染症発生予防に関する啓発活動も併せて行います。
	iv	730	社会福祉施設 の耐震化促進	介護支援 課、福祉 課、子育て 政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行います。
	i	731	災害ボラン ティア等受援 体制の整備	介護支援 課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発	項目		所管課	推進方策
		732	避難施設の確 保と周知強化	消防防災 課、管財 課、介護支 援課、福祉 課、教育総 務課、生涯 学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38 箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保 するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップ や防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備 などの基本情報について周知強化を図ります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難 所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所 における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設 備等の改修を行います。
		733	避難所の機能 確保とマニユ アルの作成	管財課、介 護支援課、 福祉課、ネ ウボラ推進 課、教育総 務課、生涯 学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強 い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切 に行います。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円 滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合 意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本 来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進めます。
		734	福祉避難所の 確保と周知強 化	介護支援 課、福祉 課、子育て 政策課、ネ ウボラ推進 課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を 確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に 指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感 染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広 報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を 通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、 情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図ります。
	i	735	避難行動要支 援者対策	消防防災 課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に 避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握 するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図ります。
	i	736	認知症高齢者 徘徊早期発見 ネットワークの 構築	介護支援 課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に 避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・ 情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワ ーク体制の構築を図ります。
	i	737	要配慮者対策	介護支援 課、福祉 課、子育て 政策課、ネ ウボラ推進 課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受 入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要と する情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収 集体制の整備を図ります。
	i	738	要配慮者利用 施設の避難確 保計画策定推 進	介護支援 課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配 慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れ ることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定 と、それに基づく避難訓練の実施等を促進します。

個別 施策 分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発				
	項目		所管課	推進方策	
ギ④ 産業（産業構造・金融・エネルギー）	v	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。
		740	企業の事業継続支援	商工・食農課	災害時において、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動への影響を軽減し、サプライチェーンの維持や早期復旧を図るため、防災、減災対策への啓発セミナーや周知等を行い、中小企業の自主防災体制の強化を図るとともに、「事業継続力強化計画」等の策定を促進します。
		741	企業の事業再建支援	商工・食農課	災害時において事業用資産の損壊等を受けた中小企業の再建を促進するため、県・商工会の関係機関と連携し、災害融資・補助制度の周知や相談窓口開設等を円滑に実施できる支援体制を強化します。

個別施策分野	横断的分野 i リスクコミュニケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対策 v 研究開発	項目		所管課	推進方策
⑤ 情報通信	i	742	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行います。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図ります。
	i	743	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図ります。
	i	744	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFM への割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図ります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行います。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、社会福祉協議会等と検討を行います。
	i	745	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行います。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進します。
⑥ 交通・物流	iii	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整えます。
	i	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備します。
		748	中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	大雪の発生に伴う中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制の影響により、市内道路等に多数の車両があふれた場合においても、その状況をできるだけ緩和するため、迂回路としても活用できるよう、周辺の道路整備を国、県等関係機関と協力して推進していきます。

個別 施策 分野	横断的分 野 i リスクコミュニ ケーション ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発		項目	所管課	推進方策
	iv	749	道路ネット ワークの確保	道路河川 課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
		750	道路施設の早期復旧	道路河川 課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化します。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	iii	751	支援物資の輸 送対策	消防防災 課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高めます。
⑦ 農 林 水 産	iv	752	ため池の防災 対策	農地整備 課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行います。また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行います。
		753	森林の保全・ 治山対策	林政課	山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきましたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、維持管理を実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図ります。 また、下流側地域などの要望があった場合には、県へ要望を行うとともに、法面崩落などの危険箇所については、小規模治山事業を活用した対策も進めます。
	iv	754	農業施設の老 朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備 課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。
		755	農地・農道の 活用	農業振興 課、 農地整備 課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組めます。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図ります。

個別 施策 分野	横断的分 野		項目	所管課	推進方策
	i リスクコミュニ ケーション	ii 人材育成 iii 官民連携 iv 老朽化対 策 v 研究開発			
⑧ 国土保全（国土保全・環境・土地利用）	iv	756	河川等の維持 管理・改修	道路河川 課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な 維持管理を行います。 また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修 の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備 を行います。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	iv	757	河川等の防 災・減災対策	道路河川 課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等） になり、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、今後、 地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されること から、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏ま えた防災・減災対策を推進します。 また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、 「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に 取り組みます。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	iv	758	河川構造物等 の維持管理対 策	道路河川 課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御 不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維 持管理を行います。
	iv	759	急傾斜地及び 道路のり面の 崩壊対策	道路河川 課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する 土砂災害対策との連携を図ります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実 績などを踏まえ、適切に実施します。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕） ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強
		760	災害廃棄物処 理体制の充実 強化	環境課	災害時において、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理するた め、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場候補地を選定して おりますが、水害発生時や道路障害などの影響を受けずに効率 的に処分が可能な用地の選定を行い、復旧復興の促進を図りま す。 また、令和13年度よりごみ処理を行う新たなごみ処理施設建 設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル 推進施設）について、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害 に強い施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議しながら、 廃棄物処理施設の整備及び処理体制の充実強化を図ります。
	iv	761	道路施設の維 持・長寿命化 対策	道路河川 課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化 の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的 に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めます。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山 の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ 村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕

別紙4-2 推進方針～横断的分野ごと

横断的分野	項目	所管課	推進方策
リスクコミュニケーション	ア2 ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行います。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫します。
	ア19 適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。
	ア20 特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的にこなせるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進します。また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施します。
	ア31 災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	ア35 避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図ります。
	ア36 認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図ります。

横断的分野	項目		所管課	推進方策
	737	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要とする情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図ります。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進します。
	742	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行います。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図ります。
	743	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図ります。
	744	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFM への割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図ります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行います。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、社会福祉協議会等と検討を行います。
	745	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行います。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進します。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備します。
ii 人材育成	710	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾、地域減災リーダーの育成、特定地区総合防災訓練を行います。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進します。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させるための整備支援の普及を図ります。
	715	自主防災組織の育成	消防防災課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指します。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。
	717	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会で検討を進めます。

横断的分野	項目		所管課	推進方策
iii 官民連携	ア5	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図ります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)
	ア7	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めていきます。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていきます。
	ア8	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図ります。
	ア16	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図ります。また、ハケ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行います。
	ア46	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整えます。
	ア51	支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高めます。

横断的分野	項目	所管課	推進方策
iv 老朽化対策	711 公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進めます。
	714 市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進めます。
	721 下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進めます。
	725 上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行います。
	727 民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図ります。
	730 社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行います。
	749 道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)
	752 ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行います。また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行います。
	754 農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。

横断的分野	項目		所管課	推進方策
	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行います。 また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行います。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進します。 また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組めます。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等
	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行います。
	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する土砂災害対策との連携を図ります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施します。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強
	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めます。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕
v 研究開発	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。

別紙5 指標(KPI)

個別 施策 分野	項目		所管課	指標 (KPI) ※KPI(Key Performance Indicators) ＝重要業績評価指標		
				2020年度 (R2年度)	→	2024年度 (R6年度)目標値
①行政機能／警察・消防／防災教育等	71	被災地給水所の確保	上下水道施設課	・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年	→	・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年
	72	ハザードマップの活用	消防防災課	・防災教育、地区訓練での活用 ・Web版の周知 ・広報紙、CATV等でマップ活用周知	→	・出前塾や特定地区総合防災訓練での活用 ・Web版の周知
	73	災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課	・トイレトレーラー1台 ・災害派遣トイレトレーラープロジェクト協定締結	→	・トイレトレーラー1台
	74	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	75	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総合防災訓練中止	→	・訓練実施1回／年
	76	火葬体制の確立	福祉課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	77	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	・協定締結数累計6施設 ・生涯学習センターこぶちさわ、長坂コミュニティ・ステーションと協議	→	・協定締結数累計7施設
	78	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	・協定締結数累計10企業等	→	・協定締結数累計8企業等
	79	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修中止(BCP策定済)	→	・職員研修2回(BCP策定済)
	710	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	・出前塾4回 ・地域減災リーダー認定者数累計75人 ・一時避難所整備支援12箇所 ・発電機整備117台	→	・出前塾15回 ・地域減災リーダー認定者数累計150人 ・減災フォーラム開催 ・一時避難所整備支援120箇所 ・発電機整備117台
	711	公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	・長寿命化・大規模改修・更新(建替え)0施設	→	・長寿命化・大規模改修・更新(建替え)21施設
	712	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	・災害用食料の備蓄量24,955食(5,456食更新)	→	・災害用食料の備蓄量27千食
	713	市役所本庁舎の災害対応力の強化	管財課	・施設、設備等の定期点検の実施9項目	→	・施設、設備等の定期点検の実施9項目
	714	市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	・市営住宅改修1棟 ・市営住宅解体9戸	→	・市営住宅改修1棟 ・市営住宅解体43戸(R2～R6累計)
	715	自主防災組織の育成	消防防災課	・自主防災組織の結成数累計69団体	→	・自主防災組織の結成数累計100団体
	716	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	・協定済数累計28自治体等	→	・協定済数累計29自治体等
	717	消防団員の確保・育成	消防防災課	・消防団員数1,652人	→	・消防団員数1,652人

個別 施策 分野	項目		所管課	指標 (KPI) ※KPI(Key Performance Indicators) ＝重要業績評価指標		
				2020年度 (R2年度)	→	2024年度 (R6年度)目標値
	718	消防力の強化	消防防災課	・消防ポンプ自動車等保有台数117台(消防ポンプ車更新1台・小型消防ポンプ積載車更新13台) ・安全装備品(発電機及び投光器117台・耐切創性手袋350双)	→	・消防ポンプ自動車等保有台数117台 ・安全装備品1,652人分
	719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	・出前塾4回 ・地域減災リーダー認定者数累計75人 ・農業用ため池の老朽化対策率40%	→	・出前塾15回・地域減災リーダー認定者数累計150人 ・減災フォーラム開催 ・農業用ため池の老朽化対策率100%
	720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	→	・施設利用合意書締結数8施設
② 住宅・都市	721	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	調査・点検 ・処理場3施設 ・マンホール472箇所 ・管路1,764m	→	調査・点検(R2～R6) ・処理場11施設 ・マンホール1,093箇所 ・管路3,335m
	722	空き家対策	まちづくり推進課	・空き家所有者等への指導数11件 ・苦情に対する対応割合100%	→	・空き家所有者等への指導数10件 ・苦情に対する対応割合100%
	723	防災拠点の整備	生涯学習課	・長坂総合スポーツ公園陸上競技場人工芝敷設10,261㎡	→	—
	724	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	・補助金交付申請件数102件	→	・補助金交付申請件数102件
	725	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	・重要管布設 L=770m	→	・重要管布設(R2～R6) L=2,500m
	726	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	・大規模盛土造成地調査業務委託	→	対象事業地の発生に応じた対策を主眼としており、数値化になじまないため設定しない。
	727	民間建築物の耐震化	住宅課	・住宅の耐震化率72.2%	→	・住宅の耐震化率90%
③ 保健医療・福祉	728	医療救護体制の充実	健康増進課	・資機材の整備	→	・連携会議等の開催回数1回 ・訓練の開催回数1回
	729	感染症対策	消防防災課、健康増進課	・避難所運営マニュアル感染症対策編策定 ・備蓄量(消毒薬)315L ・備蓄量(防護服)780セット ・備蓄量(マスク)169,900枚	→	・備蓄量(消毒薬)1,200L ・備蓄量(防護服)500セット ・備蓄量(マスク)50,000枚
	730	社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	耐震化率54.5%(民間介護施設福祉避難所)	→	耐震化率70.0%(民間介護施設福祉避難所)
	731	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	・災害ボランティア登録者数 19人 ・災害ボランティア養成講座開催回数 1回 ・災害ボランティア等受援施設1箇所	→	・災害ボランティア登録者数26人 ・災害ボランティア養成講座開催回数1回 ・災害ボランティア等受援施設1箇所
	732	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	・指定緊急避難所(水害)屋内16箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所	→	・指定緊急避難所(水害)屋内15箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所
	733	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	・2中学校の校舎内トイレ改修(洋式化・乾式) ・14小中学校の校舎及び屋内運動場トイレ手洗い場の自動水栓化 ・社会教育施設及び社会体育施設24施設のトイレ手洗い場の自動水洗化	→	・屋内運動場(トイレ、スロープ)のバリアフリー化整備率88.8% ・屋内運動場のトイレ洋式化率92.0%

個別 施策 分野	項目		所管課	指標 (KPI) ※KPI(Key Performance Indicators) ＝重要業績評価指標		
				2020年度 (R2年度)	→	2024年度 (R6年度)目標値
	734	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	・福祉避難所数 公共8箇所、民間25箇所	→	・福祉避難所数 公共8箇所、民間25箇所
	735	避難行動要支援者対策	消防防災課	・2回/年更新	→	・2回/年更新
	736	認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	—	→	・認知症高齢者等支援ネットワーク事業利用登録者数10名
	737	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	・非常災害対策計画策定済施設数5箇所 (対象施設数 介護:4箇所、障がい者:2箇所)	→	・非常災害対策計画策定済施設数6箇所 (対象施設数 介護:4箇所、障がい者:2箇所)
④ 産業（産業構造・金融・エネルギー）	739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	・北杜市再生可能エネルギーマスタープラン策定	→	・北杜市再生可能エネルギーマスタープランに基づき、R6年度からモデル地域へ導入予定
	740	企業の事業継続支援	商工・食農課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	→	・セミナー参加企業数10社
	741	企業の事業再建支援	商工・食農課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	→	・支援企業数5社
⑤ 情報通信	742	観光客への情報伝達	観光課	・配布部数 47,700部	→	・配布部数 (防災情報掲載) 150,000部
	743	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	システムのクラウド化の構築	→	・システムのクラウド化
	744	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	・緊急速報メール ・北杜ほっとメール ・コミュニティFM ・SNS(フェイスブック他) ・区長訪問	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	745	防災行政無線の確保	消防防災課	・子局数365基(蓄電池64箇所更新)	→	・子局数365基(蓄電池は、更新計画に基づき整備)

個別 施策 分野	項目		所管課	指標 (KPI) ※KPI(Key Performance Indicators) ＝重要業績評価指標		
				2020年度 (R2年度)	→	2024年度 (R6年度)目標値
⑥ 交通・物流	746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	748	中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	—	→	当面要望活動が主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	749	道路ネットワークの確保	道路河川課	・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上97%	→	・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上100%
	750	道路施設の早期復旧	道路河川課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	751	支援物資の輸送対策	消防防災課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
⑦ 農林水産	752	ため池の防災対策	農地整備課	・農業用ため池の老朽化対策率40%	→	・農業用ため池の老朽化対策率100%
	753	森林の保全・治山対策	林政課	・小規模治山工事箇所数1箇所	→	・小規模治山工事箇所数5箇所(R2～R6)
	754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	・(市単)36ヶ所	→	・(市単)120ヶ所
	755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	・(市単)4ヶ所	→	・(市単)20ヶ所
⑧ 国土保全（国土保全・環境・土地利用）	756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	・河川改修延長L=235m	→	・改修延長L=100m
	757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	・対策実施数1箇所（準用河川高川） ・原材料支給47件 ・支障木伐採9件	→	・対策実施数1箇所
	758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	—	→	・施設の維持管理が主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	・急傾斜地実施箇所5地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所	→	・急傾斜地実施箇所2地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所
	760	災害廃棄物処理体制の充実強化	環境課	—	→	体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。
	761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	・修繕延長L=427m ・点検115件	→	・修繕延長L=900m ・点検95件

第9章 北杜市国土強靱化地域計画アクションプラン

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
ア1	被災地給水所の確保	上下水道施設課	本市が保有する給水車は現在2台ですが、災害時には、速やかに給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、災害支援協定(給水車支援等)の活用や、飲料水運搬車・給水用備品等を整備するほか、新たに給水訓練を実施するなど体制の強化を図ります。	
ア2	ハザードマップの活用	消防防災課	市民一人ひとりが、自らの住む場所と周辺地域の危険箇所を把握し、危険を察知した際に早めの避難につなげることができるよう、市内の土砂災害危険区域や浸水想定区域を示すハザードマップの活用について周知を行います。 なお、事業推進にあたっては、別荘地等で滞在期間が限定的な者に対する周知方法について工夫します。	19新
ア3	災害支援トイレネットワークへの参加	消防防災課	災害時のトイレ不足解消のため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの協定を締結し、全国のトイレトレーラー所有自治体との連携、支援を行います。	20新
ア4	遺体の収容(安置)体制の確立	管財課、市民サービス課、福祉課、生涯学習課	災害時においても、寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容(安置)所が開設できるよう、関係部局等と連携するとともに、感染力の強い感染症には、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、対応することとし、必要となる資機材等の備蓄に努めていきます。	
ア5	道路復旧に関する地元建設業団体等との連携強化	消防防災課、道路河川課	災害時において、地域の力を結束し、迅速な道路復旧体制を構築するため、北杜市建設安全協議会等との災害時応援協定を締結していますが、より万全な体制の整備を目指し、防災訓練での情報伝達訓練などにより、相互の連携強化を図ります。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)	
ア6	火葬体制の確立	福祉課	災害時においても、火葬を的確に遅滞なく行うため、山梨県広域火葬計画に基づき、平常時から情報交換等により、引き続き体制の充実を図ります。	
ア7	帰宅困難者対策	消防防災課、観光課、商工・食農課、生涯学習課	災害発生時の鉄道や道路の寸断・途絶に伴い、多数の通勤者及び観光客等の帰宅困難者が発生した場合において、その一時避難場所を確保することを目的に、市内の民間6施設と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、民間施設に併せ「道の駅こぶちさわ」を避難場所として確保できるよう施設の提供協力に関する協定の検討を進めています。 また、帰宅困難に陥った鉄道利用者等の滞留が予測される駅に近い「生涯学習センターこぶちさわ」と「長坂コミュニティ・ステーション」については、そうした事態に対応するため、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行い、一時的に滞在が可能なスペースの確保を感染力の強い感染症予防に配慮した中で検討を進めていきます。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年		・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年		・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年		・給水車保有台数2台 ・給水開及び下水道停電対応訓練実施1回		・給水車保有台数2台 ・給水訓練実施1回／年	
・防災教育、地区訓練での活用 ・Web版の周知 ・広報紙、CATV等でマップ活用周知	510	・広報紙、地区回覧、CATVにて周知 ・Web版の周知 ・市内小学校防災教育実施4回	1,506	・防災教育、地区訓練での活用方法を説明した。 ・水害ハンドブックを改訂、配布 ・土砂災害警戒区域の変更に伴いハザードマップ改訂	5,198	・WEB版ハザードマップの更新 ・防災教育、地区防災訓練等での周知	904	・出前塾や特定地区総合防災訓練での活用 ・Web版の周知	
・トイレトレーラー1台 ・災害派遣トイレトレーラープロジェクト協定締結	23,405	・災害派遣トイレネットワークプロジェクト普及活動 ・ぼうさい国体2021参加 ・災害派遣トイレトレーラープロジェクト導入17自治体 ・防災教育4回	1,208	・災害派遣トイレネットワークプロジェクト普及活動1自治体へ周知活動 ・災害派遣トイレトレーラープロジェクト導入自治体20自治体 ・防災教育3回	503	・災害派遣トイレネットワークプロジェクト普及活動2自治体へ周知活動 ・災害派遣トイレトレーラープロジェクト導入自治体22自治体 ・防災教育3回	582	・トイレトレーラー1台	
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化にならないため設定しない。	
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総合防災訓練中止	821	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区訓練原則中止	413	地区訓練実施 97地区 災害復旧事業 工事43件	10,937	・職員訓練1回 ・災害復旧事業 工事75件	19,404	・訓練実施1回／年	
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化にならないため設定しない。	
・協定締結数累計6施設 ・生涯学習センターこぶちさわ、長坂コミュニティ・ステーションと協議		協定締結数累計8施設		・協定締結数累計9施設		・協定締結数累計11施設		・協定締結数累計7施設	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
78	大規模災害発生時における物資調達等の協定締結の推進	消防防災課	災害時においても、市民生活に必要な食料や燃料等が確保されるよう、各種物資を取り扱う6つの民間企業等と協定を締結し、体制づくりに努めていますが、復旧までの期間が長期化した場合や、市内での滞留者数が大規模化した場合なども想定し、締結先の拡大を図ります。	
79	業務継続体制の強化	消防防災課、管財課、健康増進課	災害時においても、市役所の業務が継続できるよう、「北杜市業務継続計画(BCP)」に基づき、非常時優先業務に必要な職員の参集予測や主要庁舎の非常用電源の確保などを実施していますが、非常時優先業務の執行環境をより確かなものとするため、被災による登庁不能職員発生抑制を目的とした地域減災リーダー研修等を行うとともに、新たにICT部門に係る業務継続計画(ICT-BCP)を策定します。 併せて、「北杜市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づき、感染力の強い感染症に配慮した対応を行います。 また、職員の異動等にも備え、各課等において対応マニュアル等を、必要に応じて整備します。	
710	減災力の強いまちづくり	消防防災課、教育総務課	減災力の強いまちづくりを目指し、市民の自助力・共助力を高めるため、NPO法人と協定を締結し、出前塾、地域減災リーダーの育成、特定地区総合防災訓練を行います。 また、出前塾等による学校教育における防災教育を推進します。 さらに、地域の集会所等を対象とした一時避難所として機能させるための整備支援の普及を図ります。	
711	公共施設等に関する総合的マネジメントの推進	政策推進課	高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが今後予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを計画的に進めます。	
712	公的備蓄の充実	消防防災課、介護支援課、健康増進課、生涯学習課	災害用食料を27千食備蓄していますが、発災時における避難者用の食料、飲料水を毎年更新し、過去の災害を教訓とした備蓄品の整備を行います。 また、感染力の強い感染症に対応した資機材等の備蓄を行います。	
713	市役所本庁舎の災害対応力の強化	管財課	災害時における対策本部等の拠点施設となる市役所本庁舎について、被災による機能の低下を回避するため、施設・設備の点検・整備や燃料の満量化など各種の安全対策を講じます。	
714	市営住宅の活用・長寿命化の促進	住宅課	災害時における入居者の安全を確保するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに、用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を進めます。	
715	自主防災組織の育成	消防防災課	令和2年度末現在、本市では、69団体の自主防災組織が結成されていますが、地域の自主防災組織の組織化促進を目的に、防災資機材整備の支援を行うとともに、地域減災リーダーの育成を推進し、機能する自主防災組織を目指します。 また、災害時における各総合支所と自主防災組織との連携体制を構築し、各総合支所の業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・協定締結 数累計10企 業等		・協定締結 数累計11企 業等		・協定締結 数累計11企 業等		・協定締結 数累計19企 業等		・協定締結数累 計8企業等	
・新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため、 研修中止 (BCP策定 済)	418	・職員減災 リーダー研 修2回開催 (BCP策定 済)	372	・職員減災 リーダー研 修3回開催	469	・職員減災 リーダー研 修1回開催		・職員研修2回 (BCP策定済)	
・出前塾4回 ・地域減災 リーダー認 定者数累計 75人 ・一時避難 所整備支援 12箇所 ・発電機整 備117台	26,270	・出前塾6回 ・地域減災 リーダー認 定者数累計 87人 ・一時避難 所整備支援 26箇所(累 計38箇所)	16,298	・出前塾10回 ・地域減災リ ーダー認定者数 累計98人 ・一時避難所 整備支援18箇 所(累計56箇 所) ・発電機整備 117台	11,144	・出前塾20回 ・地域減災リ ーダー認定者数 累計112人 ・一時避難所 整備支援(累 計56箇所) ・発電機整備 117台		・出前塾15回 ・地域減災リ ーダー認定者数 累計150人 ・減災フォーラ ム開催 ・一時避難所整 備支援120箇所 ・発電機整備 117台	
・長寿命化・大 規模改修・ 更新(建替え) 0施設		・長寿命化・大 規模改修・ 更新(建替え) 4施設(累計12 施設)	677,767	・長寿命化・大 規模改修・ 更新(建替え) 5施設(累計17 施設)	300,989	・長寿命化・大 規模改修4施 設(累計21施 設)	119,409	・長寿命化・大 規模改修・ 更新(建替え) 21施設	
・災害用食 料の備蓄量 24,955食 (5,456食更 新)	9,142	・備蓄食累 計28,953食 (7,258食更 新) ・備蓄水累 計 28,200ℓ (7,200ℓ更新)	8,750	・備蓄食 7,258食更新 備蓄水 7,200 ℓ更新 ・備蓄食累計 36,211食 備蓄水累計 35,352ℓ	25,768	・防災備蓄倉 庫8棟設置 ・備蓄食5,400 食更新 ・備蓄水5,400ℓ 更新 ・備蓄食累計 29,796食 ・備蓄水累計 32,388ℓ	31,084	・災害用食料の 備蓄量27千食	
・施設、設備 等の定期点 検の実施9 項目	9,562	・施設、設備 等の定期点 検の実施9 項目	9,648	・施設、設備 等の定期点 検の実施9 項目	10,134	・施設、設備 等の定期点 検の実施9 項目	10,273	・施設、設備等 の定期点検の 実施9項目	
・市営住宅 改修1棟 ・市営住宅 解体9戸	35,952	・市営住宅 改修3棟 ・市営住宅 解体5戸	92,151	・市営住宅 改修1棟 ・市営住宅 解体5棟、1 棟4戸	27,103	・市営住宅 改修1棟 ・市営住宅 解体3棟3戸	78,903	・市営住宅改修 1棟 ・市営住宅解体 43戸 (R2～R6累計)	96,681
・自主防災 組織の結成 数累計69団 体	495	・自主防災 組織の結成 数11団体、 累計80団体	683	・自主防災 組織結成 11団体 (累計91団 体)	797	・自主防災 組織結成 1 団体 (累 計92団体)	649	・自主防災組織 の結成数累計 100団体	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
716	周辺市町村、民間団体との支援協定	消防防災課	災害発生時における対応力の強化を目的に、広域的な相互連携を目指して周辺市町村や民間団体と28の各種支援協定を締結していますが、さらなる強靱化を進めるため、山間地が多く、高齢化が進んでいるという本市の特性や、感染力の強い感染症への対策にも配慮し、新たな協定を締結するほか、既に締結した協定内容の充実を図ります。また、ハケ岳定住自立圏の柱の一つである圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野においても、国土強靱化を構成市町村の共通テーマとして新たに加え、相互支援体制強化について調査研究を行います。	
717	消防団員の確保・育成	消防防災課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に資するため、消防団員の確保対策と消防団の活性化について、北杜市消防団活性化検討委員会で検討を進めます。	
718	消防力の強化	消防防災課	本市では、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ積載車等117台を保有していますが、災害時においてより効果的な消防活動ができるよう、消防ポンプ自動車管理整備計画に基づき、消防車両やポンプの整備を行います。 また、耐震性貯水槽や消火栓など消防水利の整備を行うとともに、消防団員安全装備品整備事業計画に基づく耐切創性手袋などの整備を行い、総合的な消防力の強化を図ります。 市内の消防署・分署については、建物の老朽化が進んでいることから、峡北広域行政事務組合消防本部において、再編の検討を進め、総合的な消防力の強化を図ります。	
719	適切な避難行動に関する周知強化	消防防災課、健康増進課、農地整備課、林政課、道路河川課	災害時において市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、特に土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められることについて注意喚起するため、住民自らハザードマップにより危険箇所の把握ができるよう、周知を強化します。また、その危険度に関する理解を促進するため、WEB版をホームページに掲載するほか、出前塾や地域減災リーダー育成事業等で、より積極的に活用します。 併せて、農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、ため池ハザードマップを活用した危険箇所の周知についても強化を図ります。 また、県で示した山腹崩壊指定場所についても、ハザードマップと併せて把握できるよう周知を強化します。 さらに、平時からの防災用品の備蓄や避難先・経路の確認、また、感染力の強い感染症に対応した備蓄品の準備について、周知を進めていきます。	
720	特定地区総合防災訓練	消防防災課	災害時において公的機関も被災することを想定し、避難所の利用者が避難所の運営を自主的に行えるよう、実践的な特定地区総合防災訓練を行い、自治会等が施設ごとに策定する避難所マニュアルの策定を支援するとともに、施設管理者と地域で施設利用合意書の締結を促進します。また、訓練に当たっては、避難所における感染力の強い感染症の感染予防に関する対策も想定する中で実施します。	19新
721	下水道施設の耐震化・長寿命対策	上下水道施設課	災害時においても、下水道が十分に機能し、衛生環境の維持を確保するため、施設の統廃合及び長寿命対策の改築・更新時に合わせて、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進めます。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・協定済数 累計28自治 体等		・協定済数 累計32自治 体等		・協定済数 累計34自治 体等		・協定済数 累計38自治 体等		・協定済数累計 29自治体等	
・消防団員 数1,652人	80,574	・消防団員 数1,638人	84,351	・消防団員 数1,595人	87,915	・消防団員 数 1,556人	108,922	・消防団員数 1,652人	
・消防ポンプ 自動車等保 有台数117 台(消防ポン プ車更新1 台・小型消 防ポンプ積 載車更新13 台) ・安全装備 品(発電機 及び投光器 117台・耐切 創性手袋 350双)	117,516	・消防ポンプ 自動車等保 有台数116 台 ・安全装備 品(耐切創性 手袋940双、 チェーンソー 70台、エンジ ンカッター10 台) ・ハイブリット 発電機・LED 投光器160 台	36,009	・消防ポンプ 自動車等保 有台数116 台 ・安全装備 品:耐切創 性手袋940 双、チェーン ソー70台、エ ンジンカッ ター10台	61,688	・消防ポンプ 自動車等保 有台数117 台 ・安全装備 品:耐切創 性手袋1040 双、チェーン ソー70台、エ ンジンカッ ター10台	54,256	・消防ポンプ自 動車等保有台 数117台 ・安全装備品 1,652人分	
・出前塾4回 ・地域減災 リーダー認 定者数累計 75人 ・農業用ため 池の老朽化 対策率40%	510	・出前塾6回 ・地域減災 リーダー認 定者数累計 87人 ・農業用ため 池の老朽化 対策率40%	514	・出前塾10 回 ・地域減災 リーダー認 定者累計98 人 ・農業用ため 池の老朽化 対策率48%	68,637	・出前塾20 回 ・地域減災 リーダー認 定者数累計 112名 ・ホームページ等による ハザードマッ プ活用の周知 ・農業用ため 池の老朽化 対策率63%	94,550	・出前塾15回・ 地域減災リー ダー認定者数 累計150人 ・減災フォーラ ム開催 ・農業用ため池 の老朽化対策 率100%	
新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため中 止		・武川小学 校を避難所 とする特定 地区総合防 災訓練実施 ・施設利用 合意書作成	244	・長坂中学 校を避難所 とする特定 地区総合防 災訓練を実 施 ・施設利用 合意書作成	308	・施設利用 合意書締結 累計数2施 設		・施設利用合意 書締結数8施設	
調査・点検 ・処理場3施 設 ・マンホール 472箇所 ・管路1,764m	24,750	調査・点検 ・処理場3施 設 ・マンホール 204箇所 ・管路119m	18,777	調査・点検 ・処理場2施 設 ・マンホール 344箇所 ・管路1,264m	23,079	・処理場11 施設の長期 的且つ最適 な修繕改築 計画作成 ・処理区域 11箇所のマ ンホール及 び管路の調 査点検計画 作成	41,360	調査・点検(R2 ～R6) ・処理場11施設 ・マンホール 1,093箇所 ・管路3,335m	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
722	空き家対策	まちづくり推進課	災害時における家屋の倒壊を回避するため、空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し取り壊しを促します。	
723	防災拠点の整備	生涯学習課	災害時における避難場所や救援活動拠点の確保、火災の延焼防止等の防災対策を強化するため、避難者や避難車両の収容能力や交通のアクセスの優位性等を踏まえ、長坂総合スポーツ公園を防災拠点の一つとして位置付け、施設の老朽化に伴う再整備とともに、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着地としての機能向上や無停電化対策などを行います。	
724	合併処理浄化槽への転換促進	環境課	災害時において、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道事業計画の認可区域外等について、合併処理浄化槽への切り替え促進を目的に、経費の一部に対する助成や啓発活動を行います。 また、平成13年度より前に設置されたみなし浄化槽の老朽化が進んでおり、災害時にトイレを使用できなくなる恐れがあることから、被災地における感染症等の拡大防止のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進します。	
725	上水道施設の耐震化・老朽化対策	上下水道施設課	上水道施設が機能の停止・低下をすることなく、安全・安心な水道水供給維持のため、基幹管路である導水管・送水管・送配水管・防災上重要な配水管を対象に、優先的に耐震化や更新を進めるほか、電力停止による塩素無注入の防止を目的とした非常用電源装置等の停電対策を行います。	
726	大規模盛土造成地対策	まちづくり推進課	大規模盛土造成地について、災害時においても所有者による適切な対応を促すため、市内の大規模盛土造成地の情報収集を行い、盛土マップの作成・公表などの情報提供を通じ、意識啓発を行います。	
727	民間建築物の耐震化	住宅課	住宅の倒壊による死傷者の発生および交通麻痺を回避するため、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の重要性・必要性について啓発を行うとともに、国庫補助などを活用して木造住宅耐震診断や耐震補強補助などの耐震化支援施策を推進し、耐震改修の促進を図ります。	
728	医療救護体制の充実	健康増進課	災害時において、迅速かつ的確に市立病院をはじめ民間病院の医療救護体制が確保されるよう、平時から防災に関する県や医療機関等との会議や訓練を通じて、全県的な連携体制の構築を進めます。 特に、市内については、市立の2病院と2診療所が中心的役割を果たすとともに、官民一体となっている北巨摩医師会と富士見高原医療福祉センターとは、医療連携協定を独自に締結するなど、近隣の民間医療機関との連携強化を図ります。 また、感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立の2病院と2診療所が連携する中で、感染者、一般の患者、救急、入院患者を区分した受入れができる体制を整備し、あわせて院内感染予防を強化するため、必要となる資機材等の整備を行います。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・空き家所有者等への指導数11件 ・苦情に対する対応割合100%		・空き家所有者等への指導数11件 ・苦情に対する対応割合100%	3,680	・空き家所有者等への指導数17件 ・苦情に対する対応割合100%	3,703	・特定空き家認定件数1件 ・空き家相談・苦情件数37件 ・助言・指導数22件 ・苦情に対する対応割合100%	4,268	・空き家所有者等への指導数10件 ・苦情に対する対応割合100%	4,353
・長坂総合スポーツ公園 陸上競技場 人工芝敷設 10,261㎡	267,300	—		長坂総合スポーツ公園 管理施設設計(更衣室・トイレ・シャワー室)	4,771	—		—	
・補助金交付申請件数102件	36,122	・補助金交付申請件数92件	35,381	・補助金交付申請件数100件	34,962	・補助金交付申請件数102件	35,872	・補助金交付申請件数102件	36,204
・重要管布設 L=770m	54,360	・重要管布設及び設計委託 L=1,723m	134,273	・重要給水施設耐震化事業 配水管布設 HPPE L=1,022m	91,863	・重要給水施設耐震化事業 配水管布設 HPPE L=1,714.16m	139,263	・重要管布設 (R2～R6) L=2,500m	
・大規模盛土造成地調査業務委託	16,888	—		市ホームページにおいて継続的に掲載		市ホームページにおいて継続的に掲載		対象事業地の発生に応じた対策を主眼としており、数値化になじまないため設定しない。	
・住宅の耐震化率72.2%	1,738	・住宅の耐震化率72.8%	2,414	・住宅の耐震化率73.0%	2,449	・住宅の耐震化率74.2%	584	・住宅の耐震化率90%	
・資機材の整備	119,861	・資機材の整備	11,368	・資機材の整備	20,291	・資機材の整備	15,114	・連携会議等の開催回数1回 ・訓練の開催回数1回	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
729	感染症対策	消防防災課、健康増進課	本市では、消毒薬150L、防護服約800セット、マスク約84,000枚を備蓄していますが、災害時における防疫体制を充実するため、衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止を目的に、マスクや消毒液、簡易トイレ等の資機材等の備蓄について、その内容や品目数を再検討し、備蓄を行います。 また、避難所における感染症対策として「北杜市避難所開設・運営マニュアル」の見直しを進めるとともに、「北杜市新型インフルエンザ等行動計画」が、実効性のある計画となるよう、随時、計画を見直し、関係機関等との連携体制や庁内の体制の整備の強化に努めます。 このほか、予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上を図るため、広報紙への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などを通じ、接種の呼びかけを行うとともに、平時からの手洗いや咳エチケットの励行など、感染症発生予防に関する啓発活動も併せて行います。	
730	社会福祉施設の耐震化促進	介護支援課、福祉課、子育て政策課	民間の社会福祉施設に係る耐震化を促進するため、施設の指導や監査の場など機会を通じ、耐震化の必要性や各種支援策に関する情報提供を行います。	
731	災害ボランティア等受援体制の整備	介護支援課、福祉課	本市では19人の災害ボランティアが登録していますが、災害時において、災害ボランティア等との連携による効果的な援助活動を展開するため、社会福祉協議会による災害ボランティア養成講座の開催を支援するほか、社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、迅速かつ的確に設置運営できるよう連携強化を図り、また、感染力の強い感染症への対応として、災害ボランティアの受け入れ時の確認やボランティア活動時の感染予防などについても、連携体制を整備します。 また、災害ボランティアや物資の受け入れに関し、より万全な体制を整えることができるよう、業務継続計画(BCP)の災害対策業務について、見直しを行います。	
732	避難施設の確保と周知強化	消防防災課、管財課、介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難場所を確保するため、屋外37箇所・屋内38箇所を指定避難場所としていますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、広報紙やホームページ、SNSのほかハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について周知強化を図ります。 また、感染力の強い感染症への対応として、避難者に指定避難所以外に避難先の確保を平時から促すとともに、指定避難場所における、感染予防に対応した資機材等の備蓄や公共施設の設備等の改修を行います。	
733	避難所の機能確保とマニュアルの作成	管財課、介護支援課、福祉課、ネウボラ推進課、教育総務課、生涯学習課	災害時における避難所の機能を強化するとともに、感染力の強い感染症予防にも配慮した施設や設備の維持管理、整備を適切に行います。 また、避難所となる施設について、全面的な使用再開時にも円滑な移行ができるよう、自治会等と施設管理者との施設利用合意書に基づき策定される避難所マニュアルなどの作成に際し、本来の行政機能の早期復旧に配慮して作成を進めます。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・避難所運営マニュアル感染症対策編策定 ・備蓄量(消毒薬)315L ・備蓄量(防護服)780セット ・備蓄量(マスク)169,900枚	9,020	・備蓄量累計(消毒薬)279L ・備蓄量累計(防護服)811セット ・備蓄量累計(マスク)84,400枚	8,749	・備蓄量累計(消毒薬)279L ・備蓄量累計(防護服)811セット ・備蓄量累計(マスク)84,400枚	27,115	・備蓄量累計(消毒薬)279L ・備蓄量累計(防護服)811セット ・備蓄量累計(マスク)84,400枚		・備蓄量(消毒薬)1,200L ・備蓄量(防護服)500セット ・備蓄量(マスク)50,000枚	
耐震化率54.5%(民間介護施設福祉避難所)		耐震化率63.6%(民間介護施設福祉避難所)		耐震化率63.6%(民間介護施設福祉避難所)		耐震化率63.6%(民間介護施設福祉避難所)		耐震化率70.0%(民間介護施設福祉避難所)	
・災害ボランティア登録者数 19人 ・災害ボランティア養成講座開催回数 1回 ・災害ボランティア等受援施設 1箇所		・災害ボランティア登録者数 19人 ・災害ボランティア養成講座開催回数 1回 ・災害ボランティア等受援施設 1箇所		・災害ボランティア登録者数 17人 ・災害ボランティア養成講座開催回数 1回 ・災害ボランティア等受援施設 1箇所	950	・災害ボランティア登録者数 20人 ・災害ボランティア養成講座開催回数 2回 ・災害ボランティア等受援施設 1箇所	950	・災害ボランティア登録者数26人 ・災害ボランティア養成講座開催回数1回 ・災害ボランティア等受援施設1箇所	
・指定緊急避難所(水害)屋内16箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所		・指定緊急避難所(水害)屋内16箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所 ・水害ハンドブック作成		・指定緊急避難所(水害)屋内16箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所 ・水害ハンドブック改訂	462	・指定緊急避難所(水害)屋内16箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所		・指定緊急避難所(水害)屋内15箇所 ・指定避難場所数 屋外37箇所、屋内38箇所	
・2中学校の校舎内トイレ改修(洋式化・乾式) ・14小中学校の校舎及び屋内運動場トイレ手洗い場の自動水栓化 ・社会教育施設及び社会体育施設24施設のトイレ手洗い場の自動水洗化	125,261	・屋内運動場(トイレ、スロープ)のバリアフリー化整備率 50.0% ・屋内運動場のトイレ洋式化率 68.1%	15,246	・トイレ改修工事 ・和便器6基を洋式化改修 ・多目的トイレおよびスロープ改修によるバリアフリー化の整備完了 ・洋式化率 75.0%	19,470	・トイレ改修工事 ・和便器3基を洋式化改修 ・多目的トイレおよびスロープ改修によるバリアフリー化の整備完了 ・洋式化率 78.4%	41,198	・屋内運動場(トイレ、スロープ)のバリアフリー化整備率88.8% ・屋内運動場のトイレ洋式化率 92.0%	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
734	福祉避難所の確保と周知強化	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に配慮した避難場所を確保するため、公共施設と民間事業所の33箇所を福祉避難所に指定していますが、引き続き必要な施設を確保するとともに、感染力の強い感染症に対応した施設としての体制整備のほか、広報紙やホームページ、ハザードマップや防災読本などへの掲載を通じて、各施設に関する位置や設備などの基本情報について、情報発信の一元化を徹底し、周知強化を図ります。	
735	避難行動要支援者対策	消防防災課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し把握するとともに、避難行動要支援者制度の利用促進を図ります。	
736	認知症高齢者徘徊早期発見ネットワークの構築	介護支援課	災害時において避難行動に際し支援を要する市民が、安全に避難できるよう、市民、行政、警察、消防、介護事業所等が連携・情報共有し、地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワーク体制の構築を図ります。	
737	要配慮者対策	介護支援課、福祉課、子育て政策課、ネウボラ推進課	要配慮者を対象とし、福祉避難所に向かうまでの道路情報、受入体制情報、健康チェックの把握等、現場職員との交渉に必要とする情報収集を迅速的確に行うため、SNSの活用による情報収集体制の整備を図ります。	
738	要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	介護支援課、福祉課	指定介護老人福祉施設を利用する高齢者や障がい者の要配慮者が、災害時においても、円滑な避難行動をとり、被災を免れることができるよう、各施設における非常災害対策計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施等を促進します。	
739	地域マイクログリッド構築モデル事業	環境課	災害時における安定した電力供給をめざし、北杜サイトで得られる再生可能エネルギーや蓄電池を活用した、無停電化に関するモデル事業について、甲陽病院や長坂総合スポーツ公園等をフィールドに、国と連携して行います。	
740	企業の事業継続支援	商工・食農課	災害時において、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動への影響を軽減し、サプライチェーンの維持や早期復旧を図るため、防災、減災対策への啓発セミナーや周知等を行い、中小企業の自主防災体制の強化を図るとともに、「事業継続力強化計画」等の策定を促進します。	新
741	企業の事業再建支援	商工・食農課	災害時において事業用資産の損壊等を受けた中小企業の再建を促進するため、県・商工会の関係機関と連携し、災害融資・補助制度の周知や相談窓口開設等を円滑に実施できる支援体制を強化します。	新
742	観光客への情報伝達	観光課	災害時においても、観光客の安全を確保するため、観光パンフレット等を活用して、避難所の位置など必要な情報提供を行います。 なお、併せて情報発信の一元化の徹底、強化を図ります。	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
・福祉避難 所数 公共8箇所、 民間25箇所		・福祉避難 所数 公共8箇所、 民間25箇所		・福祉避難 所数 公共8箇所、 民間25箇所		・福祉避難 所数 公共8箇所、 民間25箇所		・福祉避難所数 公共8箇所、民 間25箇所	
・2回/年更 新	201	・2回/年更 新	458	・2回/年更 新		・2回/年更 新		・2回/年更新	
—		—		認知症高齢者 等支援ネット ワーク事業登 録者数(登録 抹消者は除く) 10名 捜索協力機関 登録数37 登録対象者事 象発生件数0 件		・認知症高齢 者等支援ネッ トワーク事業 登録者数(登 録抹消者は除 く)16人 ・どこシル伝言 板配布数16人 ・捜索協力機 関登録数48件 ・登録対象者 事象発生件数 0件 ・警察と合同 模擬訓練1回		・認知症高齢者 等支援ネット ワーク事業利用 登録者数10名	
—		—		—		—		体制づくりが主 眼であり、数値 化になじまない ため設定しな い。	
・非常災害 対策計画策 定済施設数 5箇所 (対象施設 数 介護:4箇 所、障がい 者:2箇所)		・非常災害 対策計画策 定済施設数 6箇所 (対象施設 数 介護:4箇 所、障がい 者:2箇所)		・非常災害 対策計画策 定済施設数 5箇所 (対象施設 数 介護:4箇 所、障がい 者:2箇所)		・非常災害 対策計画策 定済施設数 5箇所 (対象施設 数 介護:4箇 所、障がい 者:2箇所)		・非常災害対策 計画策定済施 設数6箇所 (対象施設数 介護:4箇所、障 がい者:2箇所)	
・北杜市再 生可能エネ ルギーマス タープラン策 定	9,900	(北杜市再生 可能エネ ルギーマス タープラン策 定済)		脱炭素先行地 域への応募に 際し、マスター プランを基に したレジディ エンス強化計 画についてV2 X等の計画を 申請書に記載		・脱炭素先行 地域計画作成 ・企業訪問・ヒ アリング13社 ・住民説明会2 回実施 ・市民アンケ ー実施	288	・北杜市再生可 能エネルギー マスタープラン に基づき、R6 年度からモデル 地域へ導入予 定	
新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため中 止		新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため中 止		—		・関係機関 及び関係各 課と連携し 協議を進め る		・セミナー参加 企業数10社	
新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため中 止		新型コロナ ウイルス感 染症拡大防 止のため中 止		—		・関係機関と 連携し協議 を進める		・支援企業数5 社	
・配布部数 47,700部		・配布部数 24,800部		・配布部数 122,300部	4,098	・配布部数 60,000万部	490	・配布部数 (防災情報掲載) 150,000部	4,100

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
743	住民情報システムのバックアップ体制の強化	管財課	災害時においても、市の窓口業務等を遂行する上で必要な情報が確保されるよう、各種システムに係るバックアップの体制強化を図ります。	
744	情報伝達ツールの多重化	総務課、消防防災課、福祉課、各総合支所	災害時における避難警報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールをはじめ、北杜ほっとメール、コミュニティFMへの割り込み、山梨県総合防災情報システムなど、多様なツールを活用し、情報提供体制の強化を図ります。 また、マンパワーによる情報伝達も有効であるため、各総合支所において、定期的に各区長を訪問し、情報の交換を行うための体制づくりを行います。 このほか、区に加入していない世帯への対応について、社会福祉協議会等と検討を行います。	
745	防災行政無線の確保	消防防災課	災害時において、各地域において必要な情報が的確に伝わるよう、防災行政無線の難聴地域における子局の整備や、停電に対応するための蓄電池の更新を行います。 また、親局の高度化更新も検討し、操作性と連携性を向上させるとともに、防災情報システムとしての機能を持たせることによって、減災力の強いまちづくりを推進します。	
746	中央道のチェーン規制に係る連携体制の整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、各種の事前準備を行い、市民生活への影響を最小限に抑えることができるよう、除雪等の各種対策に関し、国土交通省、中日本高速道路(株)、県等関係機関との連携体制を整えます。	
747	中央道のチェーン規制に係る情報提供の体制整備	道路河川課	大雪の発生に伴い中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制が行われるに際し、市内で渋滞等が発生する前に市民が準備を行うことができるよう、報道機関や国土交通省等関係機関と連携し、迅速的確な情報提供に必要な体制を整備します。	
748	中央道のチェーン規制に係る車両渋滞の解消	道路河川課	大雪の発生に伴う中央自動車道須玉IC～長坂IC区間のチェーン規制の影響により、市内道路等に多数の車両があふれた場合においても、その状況をできるだけ緩和するため、迂回路としても活用できるよう、周辺の道路整備を国、県等関係機関と協力して推進していきます。	
749	道路ネットワークの確保	道路河川課	大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、緊急輸送用車両等が通行できる機能を確保することを目的に、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の耐震化や無電柱化等を推進します。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、必要性等を勘案し、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を併せて進めます。 ・中部横断自動車道推進事業(交通インフラの長期間機能停止、地域の孤立化、サプライチェーンの寸断等の不安解消) ・道路メンテナンス事業 トンネル・カルバート長寿命化修繕【大穴トンネル、大平トンネル、多麻トンネル、神戸隧道、境之澤隧道】 ・地方創生道整備推進交付金事業(市道舗装修繕：清里・西井出線、箕輪・小淵沢線、鳥原・小淵沢線、江草・小笠原線 市道改良改築：浅川線、蔵原・村山西割線 林道改良：雨乞尾白川線、釜無川右岸線、神宮線林道舗装：茅ヶ岳線) ・国道、県道整備事業(県執行事業への協力)	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
システムのクラウド化の構築	77,158	・システムのクラウド化の構築(令和3年8月稼働開始)	40,089	令和3年度構築クラウド化システム運用	59,520	・令和3年度にシステムのクラウド化・運用	58,959	・システムのクラウド化	
・緊急速報メール ・北杜ほっとメール ・コミュニティFM ・SNS(フェイスブック他) ・区長訪問	388	・緊急速報メール ・北杜ほっとメール ・コミュニティFM ・SNS ・水害ハンドブック作成 ・区長訪問	388	・緊急速報メール ・北杜ほっとメール ・コミュニティFM ・SNS ・水害ハンドブック作成 ・区長訪問	850	・区長との情報交換 ・北杜ほっとメール、SNS、コミュニティFMへの割り込み等、多様なツールを活用し防災情報の発信を実施		体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
・子局数365基(蓄電池64箇所更新)	27,861	・設備全体の保守管理 ・子局蓄電池64箇所更新	27,431	・設備全体の保守管理及び子局110箇所の蓄電池更新	31,624	・設備全体の保守管理及び子局126箇所の蓄電池更新	32,760	・子局数365基(蓄電池は、更新計画に基づき整備)	
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
—		—		—		—		当面要望活動が主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上97%		・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上97%		・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上96%		緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上96%		・緊急輸送道路等に架かる市道の重要な橋梁健全性Ⅱ以上100%	

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
750	道路施設の早期復旧	道路河川課	災害時においても、安全・安心な生活環境が確保できるよう、道路寸断等による孤立地域が発生した場合は最優先して解消に取り組むほか、被災地域のより迅速な再建や回復ができるよう、道路施設の早期復旧に必要な体制を強化します。 ・災害復旧事業(道路、橋梁等)	
751	支援物資の輸送対策	消防防災課	災害時において、支援物資等の円滑な輸送を確保するため、関係する企業や団体等と協定を締結し、物資輸送体制の構築を図っていますが、より万全な体制を整えるため、平時から情報交換や訓練参加により実行性を高めます。	
752	ため池の防災対策	農地整備課	農業用ため池の老朽化対策率は、2018年度末現在で58%にとどまっており、決壊の恐れがある施設があることから、災害時における農業用ため池の決壊を防ぐため、老朽化した箇所について、堤体の補強、余水吐断面の拡大、畦畔の点検・補強等を行います。また、危険箇所に関する周知を強化するため、ため池ハザードマップの作成・配布を行います。	
753	森林の保全・治山対策	林政課	山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきましたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、維持管理を実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図ります。 また、下流側地域などの要望があった場合には、県へ要望を行うとともに、法面崩落などの危険箇所については、小規模治山事業を活用した対策も進めます。	
754	農業施設の老朽化対策等による機能の維持・確保	農地整備課	災害時においても農業施設の用排水機能を確保するため、経年劣化が進行している施設を対象に、機能保全計画を策定し、これに基づく長寿命化や更新を行います。	
755	農地・農道の活用	農業振興課、農地整備課	農地・農道は、延焼防止や緊急時の退避場所及び避難経路としての機能も果たし得るため、災害に強いまちづくりを目指し、その機能維持に取り組みます。 また、農地・農業用施設の整備を進め、食料の安定供給を図ります。	
756	河川等の維持管理・改修	道路河川課	災害時において、河川等が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行います。 また、ゲリラ豪雨、台風等による増水に備え、集落内の未改修の河川等については、防災対策として護岸改修等、施設の整備を行います。 ・河川改修事業 準用河川西衣川改修等	
757	河川等の防災・減災対策	道路河川課、用地課	雨の降り方が、局地化・集中化(ゲリラ豪雨、台風の大型化等)になり、水害(洪水・内水)が頻発化・激甚化してきており、今後、地球温暖化に伴い災害リスクがさらに高まることが予想されることから、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進します。 また、災害リスクに備える防災意識社会の再構築を図るため、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識の共有に取り組めます。 ・河川維持管理事業 準用河川支障木伐採等	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化になじまないため設定しない。	
・農業用ため池の老朽化対策率40%	29,480	・農業用ため池の老朽化対策率40%	65,329	・農業用ため池の老朽化対策率48%	62,773	・農業用ため池の老朽化対策率63%	92,780	・農業用ため池の老朽化対策率100%	92,800
・小規模治山工事箇所数1箇所	356	・小規模治山工事箇所数1箇所	1,252	・小規模治山工事箇所数1箇所	16,000	・小規模治山工事箇所数1箇所		・小規模治山工事箇所数5箇所(R2～R6)	40,000
・(市単)36ヶ所	18,684	・(市単)38ヶ所	17,105	・(市単)34ヶ所	16,315	・(市単)32ヶ所	11,739	・(市単)120ヶ所	63,200
・(市単)4ヶ所	1,316	・(市単)9ヶ所	2,895	・(市単)6ヶ所	3,685	・(市単)1ヶ所	269	・(市単)20ヶ所	12,000
・河川改修延長 L=235m	28,759	・河川改修延長 L=78m	10,652	今後想定される豪雨当 に対する予防対策 ・改修延長 L=348m		(事業完了)		・改修延長 L=100m	20,000
・対策実施数1箇所(準用河川高川) ・原材料支給47件 ・支障木伐採9件	7,884	・対策実施数3箇所(準用河川高川、竹之内川、沓川) ・原材料支給61件 ・支障木伐採7件	15,456	・対策実施数4箇所(準用河川古杣川、西衣川、鳩川、沢上沢川) ・原材料支給71件 ・支障木伐採6件	23,522	・対策実施数3箇所(準用河川西衣川、西泉川、鳩川) ・原材料支給61件 ・支障木伐採:1件	7,191	・対策実施数1箇所	10,000

事業名		所管課	事業概要	新・リ・終
758	河川構造物等の維持管理対策	道路河川課	市が管理する河川構造物等について、災害時においても制御不能な二次災害を発生させないため、平常時において適切な維持管理を行います。	
759	急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策	道路河川課	総合的な土砂災害対策を計画的に進めるため、県が実施する土砂災害対策との連携を図ります。 また、道路のり面の落石・崩壊に係る対策については、被害実績などを踏まえ、適切に実施します。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) ①市道若神子・下黒澤線のり面修繕・補強 ②市道若神子・若神子新町1号線のり面修繕・補強	
760	災害廃棄物処理体制の充実強化	環境課	災害時において、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場候補地を選定しておりますが、水害発生時や道路障害などの影響を受けずに効率的に処分が可能な用地の選定を行い、復旧復興の促進を図ります。 また、令和13年度よりごみ処理を行う新たなごみ処理施設建設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)について、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害に強い施設となるよう、山梨西部広域環境組合と協議しながら、廃棄物処理施設の整備及び処理体制の充実強化を図ります。	
761	道路施設の維持・長寿命化対策	道路河川課	災害に強い健全な道路ネットワークの維持を図るため、老朽化の進行が見込まれる橋梁について、予防保全的な対策を目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めます。 ・道路メンテナンス事業 ①橋梁長寿命化修繕 【第2跨線橋、南沢橋、大渡橋、飛津橋、南部横断9号橋、山の神大橋、公会堂橋、和田橋、比志北橋、川戸橋、天神橋、六ヶ村堰上橋、小深沢橋、釜瀬1号線、西原尻橋、無名20橋】 ②舗装長寿命化修繕	

2020年度 (R2年度)		2021年度 (R3年度)		2022年度 (R4年度)		2023年度 (R5年度)		2024年度 (R6年度)目標値	
活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標 (KPI)	決算額 (千円) ※除く再掲
—		・維持管理	572	・パトロールによる危険箇所調査及び補修工事	678	・市道明野三之蔵8号線における無名46橋外護岸橋梁	8,643	・施設の維持管理が主眼であり、数値化にならないため設定しない。	
・急傾斜地実施箇所5地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所	153,877	・急傾斜地実施箇所6地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所	218,936	・急傾斜地実施箇所4地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所	135,607	・急傾斜地実施箇所6地区 ・のり面修繕・補強工事2箇所	162,822	・急傾斜地実施箇所2地区 ・のり面修繕、補強工事2箇所	264,900
—		—		—		—		体制づくりが主眼であり、数値化にならないため設定しない。	
・修繕延長L=427m ・点検115件	152,805	・修繕延長L=1,560m 交差点部1カ所 ・橋梁点検105件	299,769	・修繕延長L=1,154m ・橋梁点検123件 ・橋梁修繕8橋	140,922	・橋梁の修繕 12橋 ・舗装の修繕 L=2,003m ・橋梁の点検 118橋 (定期点検)	257,599	・修繕延長L=900m ・点検95件	180,000

策定の経緯

時期		策定概要
2019年	10月	10/23庁内強靱化計画策定推進本部会議①～策定日程、フレーム等
	11月	11/5庁内強靱化計画策定推進本部会議・幹事会①
		11/20庁内強靱化計画策定推進本部会議・幹事会②
		11/26市議会へ説明～12月補正(策定費用)
		11/27庁内強靱化計画策定推進本部会議②～マトリクス素案等
	12月	12/19市議会議決～12月補正(策定費用)
2020年	1月	1/20庁内強靱化計画策定推進本部会議・幹事会③
		1/22庁内強靱化計画策定推進本部会議③
		1/27国土強靱化地域会議①～日程案、構成案、施策分野案等
	2月	2/17庁内強靱化計画策定推進本部会議・幹事会④
		2/19庁内強靱化計画策定推進本部会議④
		2/26国土強靱化地域会議②～強靱化計画素案
	3月	3/11市議会へ説明
	4月	パブリックコメント実施(3/26～4/27)
	5月	国土強靱化地域会議③(書面にて審議)
	6月	
		6/10庁内強靱化計画策定推進本部会議⑤
		6/19市議会へ説明
		北杜市国土強靱化地域計画策定

北杜市国土強靱化地域計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 強靱な地域づくりの推進を図るため、北杜市国土強靱化地域計画策定推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他国土強靱化地域計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、市長及び北杜市部長会議設置要綱（平成22年北杜市訓令第9号）に掲げる者をもって構成する。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本部員を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長1人及び副本部長1人を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部長は、本部を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、本部の会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 本部は、第2条に規定する所掌事務に係る専門的事項を検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長1人を置く。

4 幹事長は、企画部長をもって充てる。

5 本部長は、必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、幹事を置くことができる。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

7 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、本部長の指名する幹事が、そ

の職務を代理する。

- 8 前2条の規定は、幹事会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、前2条中「本部の会議」とあるのは「幹事会の会議」と、第5条中「本部長」とあるのは「幹事長」と、前条中「本部」とあるのは「幹事会」と、「本部員以外の者」とあるのは「幹事以外の者」と読み替えるものとする。

(検討結果の報告)

- 第8条 幹事長は、幹事会で検討した事項の結果について本部の会議に報告しなければならない。

(北杜市国土強靱化地域会議)

- 第9条 本部長は、本部及び幹事会において検討する事項について、広く市民の意見を反映するため、本部に北杜市国土強靱化地域会議(以下「地域会議」という。)を置くことができる。

- 2 地域会議は、市民、消防、行政機関、教育機関、有識者等の中から選考する者10人以内で構成する。
- 3 地域会議に、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選によってこれを決める。
- 5 本部長は、必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、本部員の中から委員を置くことができる。
- 6 委員は、市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることを妨げないものとする。
- 9 委員長は、必要に応じて委員を招集し、地域会議を総括する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 11 第5条及び第6条の規定は、地域会議の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条及び第6条中「本部の会議」とあるのは「地域会議の会議」と、第5条中「本部長」とあるのは「委員長」と、第6条中「本部」とあるのは「地域会議」と、「本部員以外の者」とあるのは「委員以外の者」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第10条 本部、幹事会及び地域会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

- 第11条 この告示に定めるもののほか、本部、幹事会及び地域会議の運営に必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

（最初の会議の招集）

2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第9条第7項の規定にかかわらず、本部長が招集する。

附 則(令和2年3月24日告示第22号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月25日告示第66号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和4年1月21日告示第3号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

北杜未来部長 政策推進課長 財政課長 企画課長 管財課長 総務課長 人事課長 消防防災課長 市民サービス課長 環境課長 福祉課長 介護支援課長 健康増進課長 新型コロナ対策課長 子育て政策課長 こども保育課長 ネウボラ推進課長 農業振興 課長 農地整備課長 観光課長 商工・食農課長 林政課長 まちづくり推進課長 住宅 課長 道路河川課長 用地課長 教育総務課長 生涯学習課長 学校給食課長 北杜市 上下水道局上下水道総務課長 北杜市上下水道局上下水道施設課長 北杜市上下水 道局上下水道維持課長
--

北杜市国土強靱化地域会議委員名簿

番号	区分	所属	氏名
1	市 民 (高齢者)	北杜市社会福祉協議会	利根川 昇
2	市 民 (福祉)	北杜市民生委員児童委員協議会	栗澤 雅子
3	市 民 (子育て)	北杜市子ども・子育て会議	三井 麻里子
4	市 民 (産業)	北杜市企業交流会	西銘 正彦
5	市 民 (産業)	北杜市フードバレー協議会	梶原 雅巳
6	消 防	北杜市消防団	小林 喜文
7	教育機関	山梨大学生命環境学部	藤原 真史
8	行政機関	山梨県中北農務事務所	山田 英樹
9	行政機関	山梨県中北建設事務所峡北支所	山本 貴司
10	市 民 (有識者)	北杜市行革推進委員会	小川 昭二

(敬称略)